

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 7 ) ( 18.1 定 )			
日 時	平成 1 8 年 3 月 1 5 日 ( 水 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、北野副委員長、小林・大畠・横田・成田・佐々木(茂)・山口・古沢・松本・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が小林委員に、山田委員が松本委員に、武井委員が山口委員に、新谷委員が古沢委員に、高橋委員が佐藤委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

「処理場・ポンプ場等の委託料の見直しについて」

水道局長

昨日の予算特別委員会における北野委員の集中改革プランにおける下水道事業の委託業務の報酬についての御質問において、答弁に説明不足がありましたので、ここで再答弁をさせていただきます。

これまでの処理場、ポンプ場等の委託料の積算に当たっては、薬品などの材料費も委託料に含めて発注してきたところであり、このたびの集中改革プランの策定に当たって、委託料の内容について見直しを行ったところであり、その中で局が材料を購入し、委託業者に支給することにより、材料費に対する諸経費を軽減することができることから、その可能性について検討したところであり、

検討した結果、局が直接材料を発注することによる事務量の増を現有人員で対応することが可能であることから、見直しを行ったところであり、さらに金額的に大きなものとしては、材料の使用量を見直して、どう効率化を図るかを検討し、維持管理に支障がない範囲でその削減を図ったところであり、約 2,000 万円の効果を上げたところであり、

以上であります、今後このような誤解を招かないように答弁には十分注意してまいりたいと考えております。

北野委員

今の再答弁にかかわって幾つか質問させていただきたいのですが、一つは、今答弁があった局が直接材料を発注することによる事務量の増を現有人員で対応することが可能だと、これによる効果額は幾らかということなのですが、昨日の答弁に補足したところがありますから、昨日の答弁よりはいいと思うのですけれども、しかし委託している部門というのは、水道局ばかりでなくてほかの部局にもあると思うのです。だから、現有の職員でできることをわざわざ委託料を払って外注しているというようなことがないのかどうかという大きい疑問が、昨日のやりとりから出てきたのです。

だから、この集中改革プラン、財政再建推進プラン実施計画の中でいわゆる外部に委託すると、それから指定管理者などへ委託するということが随所に出ているのです。しかし、そのことによって経費がプラスになるのもあるわけです。だから、その事務が多少増えたとしても吸収できるのであれば、現有職員でやった方が経費としては安くつくと思うのです。

だから、そういうのがほかにないのかどうかと、これは財政部長に答えていただきたい。そして、前段の方は水道局の方からお答えいただきたい。

財政部長

まず、トータルの委託に対する考え方、この再建プランの中でどのように位置づけているかということでございます。

確かに今、北野委員のお話のとおり、現行、例えば 18 年度あるいは 19 年度から外部委託に出すという場合、当然その委託料がかかります。これはその業務を外に出した部でそのまま関係する人員が削減されれば、これは大き

な効果としてその当該年度に出ますけれども、そういう観点から考えれば、すぐには今の計画上はなかなか出にくいことにはなります。

しかし、トータルで考えますと、小樽市の職員がこの事業の試算も含めて、今、平均 750 万円で 1 人工やっていると。これを外部に出すことによって、人件費コストが著しく低減されるわけです。ですから、これが今、当該年度に出なくても、これは数年のうちに自然に職員が、例えば退職だとか何かという形で減ぜられることによって、後年度に大きな効果というのが見られると。これは今までやってこなかったというところに大きな問題があったわけで、これを先延ばしすることはできませんから、一刻も早くやらなければ後々までなかなか負担の軽減ができないということで、今回はあらゆる業務について見直した中で外部委託できるものはしていこうと、こういう考え方に立って実施計画の中に組み込んだということでございます。

（水道）総務課長

先ほどの現有人員の中での事務量というようなお話です。確かに水道局につきましては 17 年度に組織・機構の見直しを行って、上下水道を一体とした管理体制をしておりますので、そういった全体の枠の中で事務の見直し等もございまして、その中での対応という形で、特にその部分でのものではありません。

北野委員

計算していないというのでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう計算できないものをこの事業の見直しの中でうたって、材料費を減らして、そして年間 3,000 万円、3,600 万円ですか、効果を上げると言うけれども、材料を減らした分だけでこの数字にはならないでしょう。だから、その辺、ただ一般的なことで答えられてもちょっと納得がいかないと思うのです。

それで、水道局には、今、再答弁があった中で、どういうことで材料費を減らすことができたのか、わけを説明してほしいのと、例えばフィルターなどを今まで使っていた期間をさらに延長して長く使うというようなことも含まれているというふうに聞こえるのですけれども、こういうことで業務に差し支えがないのかということ。これが水道局。

それから、財政部長の話はもっともな話で、それは私もそういうふうに思うのです。しかし、私が言ったのは、水道局に表れていたような現有人員でできる、そういうものまで外部委託で出していたということが今回わかったと。そういうのがほかにはないですかということを知っているのです、この集中プランの中で。

だから、部長がおっしゃるのはそのとおりで、それが主眼だと思うから、それが主たるものだということは私も理解していますから、その二つについてお答えください。

財政部長

この水道局の業務委託も、終末処理場ができた段階で、もちろん直営のコストとそれから外部に委託してやる場合のコストを当然比較計算して、それで直営ではとてもではないけれども、これはできないということが明確になったのだと思います。それによって、専門的な知識なりノウハウを有する業者に委託しようという格好で来たわけですから、その時点では、もちろん職員ができるのにあえて外部に業務委託したということは、まずあり得ない話です。

ただ、これが今 20 年以上でしょうか、たつ中で、そういう現職職員でも、業務委託をしている部分的なものについては逆に職員がやる。現職の職員数でもって吸収できるものがあるというのであれば、それが委託業務の中で経費で落とせるということであって、その業務を現職職員で吸収できるとなれば、それは当然そういう観点での見直しも必要ですから、今回は 19 年度から 21 年度までのこのプランの計画期間中でどういうことを見直したらいいかという中で考えて、そして 18 年度の予算をつくる段階から一定程度そういう考え方を持って、そして 19 年度から 21 年度までにもそういうふうにしたということなので、それは適宜やはり見直しの中で当然出てきた成果だと思

うので、あえて業務委託しなくても自分のところで賄えるのにやっているものがないかということのお尋ねですけれども、それはもうないというふうに思っております。

水道局原田次長

材料費の削減の理由ということでございますけれども、今回の委託の見直しの中で点検をしてございます。その中では脱水機にはる布という、そういうものがついてございますけれども、その交換の時期、これを今までそのやり方を例えば若干洗浄時間を長くするだとか補修を小まめにやる、こういうことで交換回数を減らせないかと、そういうことであるとか、薬品で言えば塩素注入、こういう部分も今までの注入量が最適だったのかどうか、こういう部分もそれぞれ総点検をして、注入時期を変えたり、そういうことでこういう削減効果が出たということですので、業務に支障がないかという御質問でございまして、この辺は委託業者とも打合せの下でこういう効果を出したということでございまして、今の段階ではないというふうに考えてございます。

北野委員

終わります。

委員長

それでは、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

マンション耐震強度偽装問題について

まず最初の 1 点は、マンションの偽装問題についてですが、実は姉齒事件の後、1 月に国土交通省が全国に対してチェック・調査の指示を出しております。これに関連して、小樽市が何件調査をしてどういう状況だったのかを報告ください。

（建設）佐藤主幹

今お尋ねの耐震強度偽装問題の姉齒事件以来のことでございますけれども、1 月に国土交通省の方に私どもが回答しましたのは、小樽市が確認を行った物件、これの 50 件につきまして、国土交通省の指示に基づきまして点検いたしました。点検の主なものといたしましては、確認申請の手法ですとか、チェック体制ですとか、そういうものが主体でございます。なお、これにあわせて、私どもは独自に構造計算に対するチェックを行いました。

古沢委員

それで 50 件ですね。結果はどうだったのですか。

（建設）佐藤主幹

50 件すべてに構造計算の再チェックを行いました結果、問題がないことが確認されております。

古沢委員

これに加えて第 4 回定例会後、市独自でこの 50 件以外に再審査、チェックをしているものがあるのかどうか。あるとすればどういう要件で何件あったのか。

（建設）佐藤主幹

小樽市が確認したのに対しまして、小樽市が独自にチェックを行ったものについてお答えいたします。

平成 14 年からこれまで、小樽市が確認しました非木造で 3 階以上又は 500 平方メートル以上の物件、トータルで 108 件の構造計算につきまして改めてチェックを行いました、2 月 15 日までのチェックで異常がないことを確認しております。

古沢委員

50 件プラス 108 件で問題はなかったと。

（建設）佐藤主幹

50 件はこの 108 件の内数でございます。

古沢委員

14 年以降というふうに言われましたので、なぜ 14 年以降なのか。

（建設）佐藤主幹

私どもの文書規程で保存年限が 3 年と決められておりますので、14 年以前のもは保存していないということでございます。

古沢委員

民間の検査機関には関連書類等は 5 年保存するようというふうになっておりますが、こういう問題を受けて、文書規程で 3 年保存の見直しについて検討ありやなしや。

（建設）佐藤主幹

ただいま国土交通省の方では、建築基準法の改正を含めましていろいろ検討しております。その中で文書保存の年限を改めて法律に盛り込むというふうに報道されておりますので、その改正がされれば、それに合わせた延長なりを考えていきたいと思っております。

古沢委員

国待ちでなくていいのではないですか。札幌市は保存 1 年というふうに報じられていますね。これは市が決められないのですか。

（建設）佐藤主幹

今まで 3 年と決めた理由といたしましては、1 年分の確認申請の書類の量が膨大になりまして、手狭な庁舎ではちょっと保存しきれないと。それで、そういうこともございまして、他都市等の状況を踏まえまして小樽市は 3 年と決めました。今後、果たして何年がいいのか、その辺も踏まえて決定してまいりたいと思っております。

古沢委員

特定行政庁である小樽市と対等、同じ位置にある民間の検査機関が 5 年ですから、これはぜひ検討してください。

それともう一つ、最近の報道では、1 月に再チェックをした、北海道でまとめれば約 1,600 棟というふうに言われていますが、小樽市の 50 件はその内数だと思いましたが、その確認と、改めてその 1,600 棟について再点検するというふうに報じられている。そして、市町村に対してその指示も出したというふうに一部報道しているところもあるようです。この 50 棟を改めて全棟チェックをするのだとしたら、そういう方向なのかということと、改めてのチェックですから、これまでと同じ手法にはならないと思うのです。どういうチェック方法を検討しようとしているのか、説明してください。

（建設）佐藤主幹

50 件につきましては、道が発表しております 1,600 件の中の一部であるかどうかということところは、道の方から情報がございませんのでちょっとお答えできないのですが、仮にこの 50 件が対象だといたしますれば、現在問題となっております浅沼建築士の偽装手法がまだ解明されてございません。これは札幌市が今、全力を挙げて解明をしておりますので、その全容が改めてわかったときにその対象の物件をどのようにチェックするのかと、そういうチェック項目が改めて出てくるのだと思います。そういうものがわかりましたら、改めて道の指示なりに基づきましてチェックするということになるのかと思います。

古沢委員

この問題の最後ですが、一番心配なのは民間の検査機関をくぐった建物です。これが何棟あるのか。これに対し

て特定行政庁である小樽市がどういう態度で臨もうとしているのか、検討しているのか。

（建設）佐藤主幹

民間確認機関が検査いたしました物件でございますけれども、小樽市がノミネートした要件と同じものといえますれば、民間では 108 件の非木造 3 階以上、500 平方メートルという要件に当てはめると、民間で確認したものは 26 件でございます。この 26 件につきましては、道の方から、既に確認機関それぞれにおいて再チェックするようというコメントも出ているようでございますので、道の方の確認機関への指示、これを尊重しながら、私どもはその結果を見守りたいと考えております。

古沢委員

今後の方向待ちですが、再チェックするにしても、例えば計算過程の中に手が入っているというのは明らかにされておりますから、そうしますと今の市の体制で再チェックが可能かどうかという問題というのは、前にも私、体制の問題でお尋ねしましたけれども、その点が大変心配なところなのです。この点について何か検討されているところはありますか。

（建設）佐藤主幹

偽装の手法につきましては多少漏れ聞いているところもございますけれども、そのチェックの方法を考えますと、一々最初から全部事細かに再計算しなくても、ある程度の要所を確認すれば発見できるような部分もあると聞いております。これはまだ全容ではございませんので、これですべて賄えるかどうかというのはわからないのですけれども、そういう手法でできるということになれば、改めて全部の計算はしなくても偽装の有無については確認できるのかなと、そういうふうにご考えてございます。

古沢委員

市税のコンビニ納付について

二つ目です。お手元に「公金着服横領事件の調査状況調べ」というのを資料で提出いただいています。税金着服事件に関連してです。

その前に、先日の新聞報道で「市税のコンビニ納付検討」という記事が掲載されておりました。ちょっと疑問に思いますので、最初に確認しておきたいと思います。

収納率が 82.6 パーセントだと、大変低いという状況だと。それで、コンビニ納付を導入して収納率のアップを図りたい考えだというふうに報道されておりますが、このように新聞社の取材にお答えになったのでしょうか。

（財政）前田主幹

新聞記事の書き出しの部分のお話かと思っておりますけれども、ここににつきましては諸税も含めた、あくまでも市税全体ということで前置きをしまして、その上で市税全体の収入率で 15 年度 85.2 パーセント、それから 16 年度 82.6 パーセントという決算数値を答えたものです。あくまでも市税全体では、ここ数年低下傾向にあるというのも事実ですし、そういったことで話しました。

古沢委員

収納率の問題は私も何度も取り上げておりますけれども、確かに 82.6 パーセントは厳然たる事実ですが、なぜ 82.6 パーセントなのか。現年度と滞納繰越に区別して分析・検討をしなければいけないだろうし、結論的に言えば、当該年度に調定されて、そして納税者の皆さんが納めてくれる税金の収納率。特に問題を含んでいる固定資産税・都市計画税などを外した普通税で言いますと収納率おおよそ 98 パーセントです。大変な状況の中にありながら、納税課の職員の皆さんも現場で頑張っているし、何よりも税金を納めるために市民の皆さんが一生懸命頑張っておられる。98 パーセントですから、残り 2 パーセントのためにコンビニに高い手数料を払って導入するのかどうか。費用対効果の問題からいっても大いに問題だというふうに私は思います。大変問題ありの A、B、C、挙げれば出てきますけれども、コンビニに行って納めるのでしょうかね、あそこが。そうやって考えたら、現実的ではないと思

うのです。

この記事がこのまま取材に答えたのだとすれば、98 パーセント納めている市民の皆さんは 82.6 パーセントかと。隣近所を見回したら、おれは納めているのに 5 人に 1 人が納めていないのだなというふうに思いませんか。そういうことになってしまうので、正確に伝えなければいけないと思うのです。そうしたら、5 人に 1 人もいるのだったら、コンビニに手数料を払ってもそれはいいなというふうに市民の皆さんは思ってしまいませんか。いかがですか。

（ 財政 ） 前田主幹

確かに市税全体ということで今話しましたように 5 人に 1 人というお話になるのですけれども、委員おっしゃるように普通税の現年課税分ということで話しますと、15 年度は 93.9 パーセント、それから 16 年度は 94.2 パーセントというふうになっておりまして、また、コンビニの方の関係で話しますと、記事の中ほどにも書いてあるのですけれども、納税課の話ということで言いますと、すぐに飛びつくわけにはいかないということで、他都市の例もよく調べたいし、費用対効果も考えたいということが書いてありますので、ここでちょっと理解していただけるのではないかというふうに思います。

古沢委員

問題の固定資産税等を除いたら 98 パーセントというのはいいのですか。

（ 財政 ） 前田主幹

それは間違いございません。固定資産税を除きますと、現年課税分で言いますと 15 年度は 97.3 パーセント、それから 16 年度は 97.8 パーセントとなっております。

古沢委員

ですから、固定資産税でどんと下げているわけです、94 パーセントまで。その下がった大もとははっきりしているのですが、その会社がコンビニに行って夜納めに行くという話ではないのです。ですから、それは検討してください。

税金着服問題について

税金着服問題。

資料を提出していただきました。これをわかりやすく説明してください。

（ 財政 ） 納税課長

提出した資料について説明いたします。この資料については、私ども納税課の元職員が平成 15 年 6 月に納税課に配属されてから集金業務を行ったものについて、そのすべての領収書を調査したものです。それで対象者が 230 名で、領収書の数は 869 枚発行しております。

それで、1 次調査とありますけれども、これは私どもは領収書控えの確認で、特に不正の疑いの強いと思われるものをまず 1 次的に優先して調査をしたと、これが 48 名分でございます。内訳としては、48 名中、領収書の枚数で言いますと、金額で一致しているものが 213 枚、それから、金額不一致、お客さんに渡した領収書と私どもの領収書控えが金額が不一致のものが 63 枚、それから、お客さんが領収書を持っていない、これは 157 枚の合計 433 枚。

次に、2 次調査ということですが、1 次調査以外の部分を次に調べたものでありまして、小計 B の欄にありますけれども、182 名に対して調査したもので、金額一致したものが 170 枚、金額不一致はなかったと。領収書なしが 266 枚ありました。合計 436 枚。そういうことで、トータルとして 230 名に対して 869 枚の領収書を照合した結果、金額一致が 383 枚で金額不一致は 63 枚、領収書なしが 423 枚、そういう資料でございます。

古沢委員

1 次調査でこれは極めて疑わしいというふうに判断した点について、なぜそういうふうに判断をしたのかということの説明をいただきたいのと、本当に皆さん頑張っておられるのに残念な結果です、これは。残念な結果ですが、

これはこれで教訓としなければいけませんから。金額の不一致が 63 枚、納税者で言いますと何名に当たって、不一致金額は幾らなのか。

（ 財政 ） 納税課長

まず、疑いが強いと判断したことについてですけれども、領収書は 3 枚つづりになっております。1 枚目が領収書控え。2 枚目が領収書、これは相手に渡すやつ、3 枚目が領収書通知済書。それで、通常であれば上から書きまですので、それぞれが複写になっています。1 枚目領収書の裏が青カーボンです。それで、2 枚目のお客さんに渡す領収書には青のインクが出ます。ただ、今回の特質性が強いと思われるのは、2 枚目の領収書を黒ボールペンでそのまま書いて、それを相手に渡しています。1 枚目と 3 枚目には黒のカーボン紙を挟めて、その上からボールペンで書いています。そういうことで、1 枚目の領収書控えの裏には、通常であれば青インクですから、上から書くと青インクが抜けて白地になります。ただ、黒カーボンを挟めてやったことで、領収書控えの裏が黒く残ります。そういうことでチェックをしたのがこの 48 名でございます。

不正のあった部分については疑わしいのは 48 名中 102 枚ということで、そのうちの 63 枚が不正があったということで、不正金額については 40 万 6,500 円となります。

古沢委員

告訴をしていますから結果待ちというところはあるのですが、問題は、領収書なしで一致なものやら不一致なものやら確認ができないという 423 枚です。423 枚に該当する納税者の人数。金額はわかりませんね、これ、何が正しいのかわからないと書いていますから。423 枚については、何人になるのですか。

（ 財政 ） 納税課長

先ほどの資料にもありますけれども、調査は 1 人を例えば例にとりますと金額が一致しているものもありますし、不一致なものもあります。領収書がない、そういう方もおりますので、延べ人員としてですけれども、この 423 枚の領収書なしの人員は 152 名になります。

古沢委員

152 名、423 枚の領収書控え、これが正確なものかどうか確認できないということになったら、今後の納税交渉等で大いに支障ありますね。どういう対応を考えておられますか。

（ 財政 ） 納税課長

この問題については領収書との照合ができないということで、私どもとしては大変難しいものと思っております。それで、2 月 8 日に小樽警察署に起訴をしていますので、現在、警察の方でも調査に入っていると。そのような形で何らかの形で今後本人と接触できる機会があれば、本人がどのような納税交渉を行っていたか、その内容等を詳細に聴取して、額の確定を図っていききたいと、そういうことで納税者には対応していききたいと思います。

いずれにしても本人がこういう状況で逃亡しているということで、全容解明にはいましばらく時間がかかると思っています。

古沢委員

仮に本人の供述を得たとしても、423 枚が確たるものかどうかということにはならないわけです、これは。だから、極めて慎重な対応が求められるということにははっきりしています。この答えはなかなか出しづらいと思います。宿題になると思います。

そこで、再発防止についてどう検討されているかということを私なりにも考えてみました。結構昨日寝られないで、今朝、実は一つだけひらめきました。領収書控え、そして領収書があって、済通知書があります。昨日、道税事務所にも走りました、我がふるさと。道税は領収原符といいますが、同じようなものですが、見ましたら道税は黒カーボン 1 色なのです。笑い話になってしましまして、道税の方が不正しやすいという領収書です。小樽市の方が、いろいろ教訓もあったせいでしょうけれども、青カーボン、黒カーボンというふうに工夫・検討されて



いると。これは大いに勉強になりました。こんなことがなければ気がつかないことだったのですが。

ところが、それでも青でも黒でも、今言ったように黒カーボンを中に挟めれば、言われて気がついてみれば、白抜きになるところが黒でふさがっているというふうには結果としてわかるのですが、わかりませんね。チェックをして発見するということは事実上困難です、今の仕組みでは。

それで考えついたのが一つ。領収書の控え、ここに領収書を本人に渡すときに 1 万円の領収書、控えの方が 1 万円と確認いただいて、領収書の受領印といますか確認印といますか、そういうものをいただくようにして工夫をしたらどうかと。こういうことによって、再発防止に私たちは努めていますというふうなことが市民に伝わるようにもなりますし、この提案を含めて再発防止策、どんなことを考えておられるか。

（財政）税務長

再発防止策ということで、一つ目には私どもがこれから行うという部分で申し上げますと、一般質問の佐々木茂議員の質問の中にございまして、市長の方から答弁させていただいたのですけれども、今回の事件では納税者に渡した領収書の金額と市の方に入った金額に差があったということで、納税者が自分で納めた金額がわかるようにということで、これまでは未納の内訳というものは納税者に送っていたわけなのですけれども、新年度に入りまして 5 月の一斉催告からは、納めていただいた部分の金額もあわせてわかるようにということで、そういう体制をとらせていただくということで考えています。納入明細という言葉は決まってはおりませんけれども、そういうものを送らせていただく。このことによりまして納税者は払った金額を確認していただく。さらには不正に対する抑止力にもなるのではないかとというふうに考えております。

それと、今御提案のございました控え、領収書、それから済通知書と三つのところに判をもらうなりサインをいただくというお話ですけれども、これについては私どももちょっと考えた経緯はあるわけなのですけれども、確かにお客さんの信頼を回復する上でもということで、判を押していただくなりサインをいただくということについてはできるだけ早めに検討してまいりたいと、そのように考えております。

古沢委員

この資料でもわかるように、払ったら領収書を大事に持っていないという割合の方が高いのです。ですから、何か月かに一遍、あなたがこのように納めてくれましたと言って通知を差し上げても、ぶつけるものがないという納税者が多いということを考えなければいけない。まずは受け取ったときにその納税者に信頼してもらうような仕組み・あり方を考えなければいけないというところから出発してほしいと思うのです。

入札参加資格指名停止等について

昨日、大成建設の問題で我が党の新谷議員がちょっとお尋ねしました。それに関連して、市には入札参加資格者名簿登録規則というのがあります。この第 2 条第 1 号で地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないうぬんという規定がありますが、この第 167 条の 4 について説明してください。

（財政）契約管財課長

施行令第 167 条の 4 について、そのうちの恐らく該当するであろうと、今お考えになっているのは第 2 項でなかろうかと思えます。普通地方公共団体は、次の各号の 1 号に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。その内訳が 6 項目ありますけれども、恐らくそのうちの 2 号に当たると思えます。2、競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。こういった事項にいわゆる違反した者については 2 年間の間でもって競争入札に参加させないことができるということをやったものでございます。

古沢委員

つまり市の登録規則で言えば、登録の資格要件にこういう場合は欠けるのだということは今説明いただいたと思

うのですが、もう一つ、指名停止等措置要綱というのがありますね。これがありますけれども、これらに該当した場合、行政処分を行うこととなりますが、その措置要件として、わかりやすくまとめてちょっと説明してください。

（ 財政 ） 契約管財課長

仮に今の説明したような内容の事実があった場合、その一つの参加させない手段として指名停止ということがございます。この指名停止に当たりますのは、私どものそれぞれの市で持っている要綱がございまして、「小樽市指名停止要綱」というものがございます。その中の別表の 2 というものに該当すればそういったことになるということで、別表 2 といいますのは収賄及び不正行為等に基づく措置基準という内容です。その中の独占禁止法違反行為ということになりますと別表の 4、5 に当たります。それから、競争入札妨害又は談合ということになりますと別表の 6、7 に当たるわけですが、こういったものに直接きちんと該当しない事例の場合においては、別表の 9 の不正又は不誠実な行為という欄がございまして、これに該当するということであれば 1 か月以上 9 か月以内の指名停止ということになるかと思えます。この指名停止を実際に行うに当たっては、まだ事件の内容等もまだ出ておりませんし、国の出方もまだはっきりしておりません。国の出方が出ますと、それに倣いまして都道府県でもそういう形なりの措置をします。都道府県の措置が出ますと、追うようにして市町村においても措置をするということになりますので、今後の推移を見守ってまいりたいというふうに思います。

古沢委員

今回は防衛施設庁の官製談合事件、談合です。不正な取引をやっていたわけです。これは官側にはかなり厳しいのですが、もう一方の共犯者であるゼネコン側には恩情あふれる略式起訴になったわけです。だけど、事件性としてはもう片方があって成立する、そういう事件であります。大成建設などはこれらのものに入っているわけですが、例えば今、岩国基地が大問題になっていますが、この拡張工事では請負金額は総計で 1,417 億円だったと言われています。これを公正取引委員会が、談合が是正されれば請負金額は平均 18.6 パーセント下がると言っていますから、これを当てはめると実に税金から 264 億円もの、この岩国基地の拡張工事において、これらのゼネコンが不誠実な行為で不正な利益・利得を上げているという、そういう事件なのです。

ですから、協力事業者として淡々と事を進めていって、そして結果として、ある時点で市が行政処分をしなければいけないという事態に陥るというようなことも考え合わせれば、極めて慎重に対応しなければならない。もっとわかりやすく言えば、こういう事業者を協力事業者として再開発事業に入れることについては大いに疑問だと。この点ではどうですか。

（ 建設 ） まちづくり推進課長

第 3 ビルの事業協力者として大成建設が現在協力をしているところでございますけれども、この大成建設につきましては、今建っている現在ある建物、あそこを再開発するときに現実に施工をしたということで、建物の状況、あるいは現地の地盤等の状況あるいは施工の内容とかそういう技術的な部分、そういうことに熟知しているということや。

（ 「課長、過去の栄光はいいから、今の話をしているのです」と呼ぶ者あり ）

そういうことから、昨年の末に準備会と大成建設の間で事業協力についての締結を行ったところでございます。そのときには、当然のこと、まだそういったことといいますが、知らされていなかったわけでございまして、事業協力を締結したということになってございます。

その後、談合問題というのが出てきましたけれども、準備会の中でも話題にはなっておりましたけれども、今日の新聞報道でも担当者が略式起訴をされたという形で載っておりましたけれども、最終的に企業の責任部分につきましてはまだ明確にはなっていない部分もありまして、そういった部分から今すぐ準備会としてどういう動きをするかということにはならないのではないかとこのように思っておりまして、最終的にはそんな処分状況も見ながら、どうするかにつきましては準備会で判断をしていくことになるのだろうというふうに思っております。

古沢委員

終わります。

---

北野委員

添付資料について

先ほど下水道の再答弁にかかわって聞いたのですけれども、この財政再建推進プランの実施計画にかかわって、例えば企業会計等にいろいろな表が出ているのですが、試算表との関係ではちょっとわかりづらいのです。例えば試算表では人件費の抑制で 69 億 2,000 万円というふうに出ています。ところが、事業の見直しの中の 32 億円の中には、人件費の抑制分は人員の削減も含めて一切入っていない。ところが、水道局それから病院の方では、表が人件費を含めて出ているわけです。だから、実際にこの事業の収支の改善とか事業の見直し、これにかかわって具体的に先ほど詳しい答弁があったように、どういうことでこういう効果額が出るのかということが、これだけでは読み取れないのです。だから、それぞれの原部・局で、どういう努力をしてこういう効果額になるのかというのが見えないわけです。だから、審議したり調査する上で一回一回資料の提出や詳しい説明を求めないと、この実施計画について理解できないというつくりになっているのです。

だから、この点では、添付資料を後からそれぞれ考えられて提出してもらおうというわけにはいきませんか。私が一回一回出ていってここについてやってくれというふうに、議員の努力でやれというふうに言うなら、それはそれでいいです。だから、その共通点があるので、その辺はいかがでしょうか。財政の方はぱっと頭へ入るかもわからないけれども、我々は見ただけではそういう難解なところがあるのでいかがですか。

（ 財政 ） 笠原主幹

後ほど、今、委員の御指摘がありました企業会計を含めて私どもの方で取りまとめまして、資料なり説明をさせていただきますと思います。

北野委員

わかりました。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

横田委員

指定管理者制度における人件費の削減について

代表質問で、財政再建推進プランの中身についてお尋ねをいたしました。先ほど来からお話に出ています業務委託の関係で、現年度では経費の増になる部分もあるという話で答弁もいただきました。それは理解できたのですが、中でちょっとまた細かく見ますと、例えば私、今日は指定管理者制度についてちょっとお尋ねしようと思うのですが、指定管理者制度による財政効果の表がありまして、3 行あるのですが、1 行目は指定管理者制度にする管理委託料というのですか、これがマイナス分としてかかりますと。それから、指定管理者制度に伴う人件費の減として載っております。各年度 19 年度から 6,000 万円、1 億 7,000 万円、1 億 7,000 万円と載っていますが、この人件費の減に関してさっきもちょっと水道局とやりとりがあったようですが、職員がやめてしまうのであれば、確かに 6,000 万円あるいは 1 億 7,000 万円が削減されるのかなと思うが、もちろんそんなわけではないわけですし、どこかでやはり勤務するわけです。だから、ここに財政効果として人件費の削減を盛り込んでいるのは、どういう説明をしていたら我々は納得するのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

（ 総務 ） 中田主幹

今、御指摘の指定管理者の部分の人件費の削減、括弧書きで説明されています。この部分につきましては、その

施設だけを見ると、今、この人件費で 6,080 万円が減ということになるのですけれども、御指摘のように、小樽市全体として見れば、そこの指定管理者を入れる施設の職員がほかの施設に異動なり職種変更なりになるような形があります。全体的に再建プランの中で職員の数を減らしておりますので、そういう人たちがほかの減っている部分にシフトしていくわけですけれども、その部分が十分にシフトしていけば、すぐにでもこの 6,080 万円が効果として表れるのだというふうに思います。

ただ、いろいろ時間的な経過が必要だと思いますので、将来的に長い目で見ると、この 6,080 万円をこの指定管理者制度導入に伴って財政効果として上げられるということで、括弧書きで記述させていただいているところがあります。

横田委員

先ほどの答弁と同じような形なのですが、例えば 6,080 万円を例にとりますと、6,080 万円の給与はかかるのだけれども、先ほど言ったやめられる方がいるという部分ですから、それを差引いた分を何かここにのせた方がわかりやすいのかなと思うのですが、後々これだけ減るのだというのを 19 年度あるいは翌 21 年度までのせていくというのは、何か本当にそれだけ圧縮になるのかな。後々にはなるのでしょうかけれども、それがちょっとわからなかったのですが、財政課長何かありますか。

（ 財政 ） 財政課長

先ほどの北野委員の例もそうなのですが、小樽市の各会計のやりとり又は人件費と直接経費のやりとりというのは、非常に複雑でそれぞれが絡み合っているものですから、どう説明するかということで、人件費効果は人件費にすべて集めました。それが例えば先ほどの各会計でも、それが繰出金の減につながるかつながらないか。各会計としては人件費の効果がある。それが繰出金の効果になるかならないかで今の表現になります。今の指定管理者の問題も、一つには費用が発生する。そのかわり、そこで浮いた人員は人件費のところすべて集めて、その人件費トータルとしてどういう効果を上げるか、こういうのを説明するために、我々としてはこれがわかりやすいと思ってつくったのですが、なかなかそういう仕組みがわからないとわかりづらい部分もあるのは確かだと思います。その辺をこれから市民の方にも説明するときにはもう少し工夫も要るのかなと、そう思います。

横田委員

一つはまだまだ財政効果については勉強しようと思いますが、指定管理者制度なのですが、これは 17 年度には 2 施設ですか、それから 18 年度は体育館外 26 施設ですね。それから、19 年 4 月からは市民会館あるいは市民センター、公会堂等々。それから、市営住宅の管理などを 48 ですか、やられるということですが、全施設は 150 ぐらいあると聞きましたが、それでよろしいですか、公の施設。

（ 総務 ） 中田主幹

公の施設として条例で位置づけているものがあります。その中で学校と保健所は指定管理者制度を入れられない施設になっておりますので、それを差し引きますと 152 の施設がございます。

横田委員

先ほどの数を足しますと七十五、六になるのですか。約半分ですね。150 ですから、単純に計算しますと残り半分あるわけですけれども、それについて 19 年度以降は保育所等々からやっていくのだというふうにありますけれども、もうちょっと長いスパンで指定管理者制度としてどんな計画をお持ちなのかお尋ねをいたします。

（ 総務 ） 中田主幹

17 年度、本年度ですけれども、財政再建推進プラン実施計画の取組の中で、現状でこの指定管理者制度を導入した方がより施設の管理が効果的にできるかという観点で、この計画に位置づける施設を整理してまいりました。指定管理者制度ですから、経費の節減とそれとサービスの向上というところがポイントになると思います。現状では今のこの位置づけた施設を考えておりますけれども、このほかに図書館とか文学館、美術館とか、そういうような

施設、それとか葬斎場などの施設もございます。その辺は一度導入を検討しておりますけれども、時間がたてば、また社会情勢なりが変わってくる部分がございますので、随時今検討して、また制度を導入した方が効果的と思われる部分については改めて検討を図って、制度の導入を進めていくのかなというふうに考えております。

横田委員

19 年度以降は保育所をまずやっていきたいということは聞きましたし、書いてありますけれども、今言ったように、残りの学校等を除いた施設が相当数あると思います。そこら辺も財政効果といいたいまいしょうか、スリムな財政ということで、私どもとしては指定管理者制度を進めていただきたいという気持ちもありますが、ただ、今言われたように、文学館だとか図書館ですか、ここら辺は専門職といいたいまいしょうか、専門の方が、学芸員だとか司書というのでしょうか、それから法律等々で必置職員というのがたぶん要ると思うのですが、そこら辺はどのようなお考えをされているのか。

教育部次長

ただいま社会教育施設関連での指定管理者導入の中で、有資格者といいますが、例えば学芸員の方あるいは司書の方でございまして、一応私どもといたしましてはレファレンスサービスといいますが、市民からのお問い合わせ等の対応の中では、こういう有資格者の配置というのは十分加味していかなければならないだろうと思っております。この導入に当たりましては、この辺を加味した中で検討を進めていきたいと考えております。

横田委員

わかりました。

つけ焼き刃で申しわけないのですが、必置職員で図書館だとか博物館の館長、博物館は館長、学芸員となっておりますが、館長というのは何か資格があるのですか。あなたは館長だと言って任命権者が任命すればそれでいいのですか。

教育部次長

資格の部分では特にございません。

横田委員

ないのですか。そうすると、だれでもいい。

（「それなりの知識のある者」と呼ぶ者あり）

ということになるのですか。わかりました。ひとつ財政再建と、それから今言った指定管理者制度をうまく調整しながら進めていっていただきたいと思っております。

修学旅行の航空機の利用について

もう一点は、教育委員会に修学旅行に関してちょっとお尋ねをいたしますが、中学校の修学旅行で、結論というか、何を聞きたいか先に言うと、今、列車とバス等を利用していると思うのですが、航空機の利用はどうかという話なのです。まず、修学旅行の基準といいたいまいしょうか、私の聞いている範囲では、小樽市教育委員会が決められている実施基準というのがあるというのですが、それはどういう内容なのでしょう。

（教育）指導室寺澤主幹

修学旅行の実施基準についてでございますが、中学校については日数は 3 泊 4 日以内、回数については在学中 1 回、実施学年は最終学年とする。経費については最小限にとどめるよう配慮する。それから、旅行の範囲については全行程で 1,200 キロメートル程度、利用交通機関につきましては、鉄道、バス及びフェリーとすることとなっております。

横田委員

今の基準でいきますと、1,200 キロメートルとすると首都圏までちょっと遠いのでしょうか。それから、鉄道、バス、フェリーということですので、航空機はだめだというお話なのでしょうが、これの基といいたいまいしょうか、道

教委でつくった実施基準があって、同じような内容だったと思うのですが、それは何か撤廃されたと聞いているのですが、それでよろしいですか。

（教育）指導室長

委員が今御指摘のとおり、実は平成 13 年 3 月 31 日限りで、道が定めました修学旅行の実施基準につきまして廃止されたということにつきまして、4 月 1 日の時点で通知が出ているところでございます。

横田委員

こんな時代、現代ですので、飛行機の利用がそういう実施基準でだめだと決められているようですけども、道教委の実施基準がなくなったことで、公立中学でも何校かは航空機を利用しているようであります。私が知っているところでは、北広島市の 2 校だとか例えば蘭越だとか何かその辺があるようですが、今後、航空機利用に向けてどんなお考えを持っておられるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

（教育）指導室長

航空機の利用ということでは、近年ほかの市町村で利用され始めてきているということについては承知をしているところでございます。航空機の利用につきましては、例えば天気が変わる。特に気流とか雷等々、それから機材繰りの関係も出てまいります。こういうことでの欠航、こういう場合にかわりとなる交通機関等の手配ということが非常に難しいところがございます。なかなか修学旅行がそこでできなくなるということの可能性もあるということ。それから、経済的な負担ということについても、若干これは当然重要なファクターになりますのでその点。そのほかには、例えば飛行機というのはもちろん十分安全性はあるわけですが、一たび危機の場合のその点でのリスクということが義務教育の段階ではどうなのだろうかと。その辺の論議も含めていきますと、私どもの中では多々解決しなければいけない問題点があるということで、難しい状況にあるという認識を持っているところでございます。

横田委員

他市の例で申しわけないのですが、函館は一昨年見直して、1,200 キロメートルという距離制限は廃止したのです。ただ、今言ったように費用の上限を、ちょっと今わかりませんが、6 万何千円かにそれは押さえている。だから、費用が突出しないようには配慮しながら、もちろん航空機を使った旅行も視野に入れながらやっておられるようです。それで、ちょっとシミュレーションみたいなものを見ましたら、そんなに変わらないのです。すべてが、業者によってももちろん違うのでしょうけれども、3 泊 4 日航空機を入れて 6 万 5,930 円ぐらい。6 万 6,000 円ぐらいでしょうか。列車ですと 5 万 9,000 円ぐらいという数字が出ているようでございます。もちろん保護者の方々にかかる経費の負担というのは考えなければならないことではありますが、3 泊 4 日あるいは 2 泊 3 日にするだとか、稼げた時間を有効な部分に使えるということもありますので、今おっしゃったようないろいろリスクはあるようではありますが、何か欠航保険だとかというのものもあるようです。欠航すると保険が出て、いろいろまくできるというのがあるようですけれども、詳しくはわかりませんが、そこら辺も含めて今後の検討をお願いしたい。

なぜこういう話をしたかといいますと、車いす利用の生徒がおられる学校があって、ぜひみんなと一緒に修学旅行に行きたい。ただ、列車では現行の行程を見ますと、3 泊 4 日のうちの 1 日目と 4 日目が全部移動なのですね。朝出て夜ホテルに着くというのでは、とてもトイレの関係だとかいろいろなこと車いすの子供は大変、障害のある子では大変だということで、それから、臨時列車を使うようですので、非常に各駅間で止まる。ダイヤを縫っていきますのでなかなか難しい。在来線にすると、また一般の方々がたくさんいて乗れないと。それでは航空機で、今、全部航空会社で見てもらえますので、そこら辺で何とか行かせてもらえないかというようなお話がちょっとあったものですから、こういうお話を聞いたのです。そういう特殊な例といたしましうか、そういう部分では何かお考えはありますか。

（教育）学校教育課長

今まで肢体不自由の子供が修学旅行に行ったというケースは、JRで今までは行ってございます。それには親が付き添っていったりという、そういったケースはございます。今回の場合、車いすということでございます。ただ、修学旅行には今お話があったようにJRだとかバスの制限がございますけれども、一生に一回の思い出に残るものでございますので、そういった修学旅行のねらいといいますが、現地での交流だとか体験だとか、そういった目的とずれないのであれば、向こうの方に行つての車いすの方の介護だとか、そういう問題もたぶん出てくると思います。そういったことがございます。あと保護者だとか学校側の考え方、そういう点もやはり確認をしなければならぬと思つておりますので、そのやりとりをした中で、保護者の方が本当にそういった御希望なのかどうか、そういったことを確認して、少しでもそういう方向性に行けるのであれば、そういう形では考えていきたいと思つます。

横田委員

今ちょっとお話があったように、以前にちょうど重度の方がどうしてもやはり行きたいのだということで行つたのですけれども、やはり大変な疲労というか疲れるので、函館まで行つたけれども、函館でおりて、仲間はみんな先へ行つたということであります。できれば一緒に行くように、最後までというか、目的地まで行きたかったのでしょうけれども、いろいろなりリスクがあったようであります。ひとつ航空機利用でそういうことが可能になるのであれば今後いろいろお考えをいただきたいと思つますので、最後に教育長に一言お願いをいたしまして、私は終わります。

教育長

お答えいたします。修学旅行につきましては、小学校も中学校もこの三、四十年間、戦後からずっと小学校で言うところの洞爺、中学校でいくと東北の一部というところで、ずっと変わらないまま、中身をどうしようかということ、寺回りですとかそういうのがだんだん体験ですとかそういう形になってきたのですが、この時代になりまして、まず修学旅行のあり方というのですか、それを十分検討していかなければだめだということが一つでございます。

それから次、横田委員がおっしゃいましたように、障害を持つ子供が、集団、ほかの子供たちと一緒に生活し、やはり学校教育でございましてなれていくということは、これはとても大事なことだと思つます。ただ、今回、飛行機うんぬんにつきましては、その障害を持つ子供が、例えば担当から言いましたように、目的地に行つて待つていてもらつて、またそこで合流するですとか、いろいろな方法があるかと思つます。現在の時点では、冒頭に申したように、修学旅行のあり方も含めてこれからどういうふうにしていくか考えなければならない時期であるということございまして、ちょっと時間をおかりしたいと思つます。

それからもう一つは、高等学校の修学旅行は、かつては往復汽車だったのが、やはり時間的な制約があるということで片道、また私学で言いますと両方飛行機を使つたとかいろいろあつたのですが、それもこのごろまた見直しになって、期日も短くし、往復ともJRはどうかですとか、そういうようなところも出てきておりますので、もろもろ含め、さらには道も変わったという、そういうような背景も含めまして、私ども時間をおかりして、さらには中学校の校長方の考え、それから子供を持つ親の考えといろいろトータルして、今後考えていかなければならないと思つます。

横田委員

私は終わります。

佐々木（茂）委員

地域の防災と学校について

まず初めに、地域の防災と学校について。災害が発生し、学校が一時避難所として機能する場合、どのようになるのか。例えば学校の先生と市の職員の役割分担。以上についてお伺いいたします。

（総務）白澤主幹

小樽市で災害が起きた場合の一時的な避難所というのは、まず基本的に市内の小中学校ということになります。プラス新年度になりまして、道の正式な協議が終わりましたら、これに市内の高校 8 校、桜陽高校は工事中なのでそこを除く 8 校も避難所に指定されることになります。それから、それ以外に小さな規模の災害、集中豪雨とか台風のときに自主避難したいという、そういう 1 世帯 2 世帯のような場合については、昨年から地域の町内会館にもお願いをいたしまして、町内会館についても避難場所ということで活用をさせていただいているところです。

体制ということでございますけれども、学校を開設している時間につきましては、当然その児童・生徒の避難とそれから避難してきた地域の住民、それらの受け入れについて学校の方で対応していただくということになりますし、また、学校が休み、土・日の場合、それから夜間・早朝のようなときにもし震度 5 以上の地震が起きたような場合については、それぞれ地域におります職員をあらかじめ指定しておりますので、その職員が学校のかぎを持って駆けつけて、開設職員ということで当たって、学校のかぎをあけて避難してくる住民を受け入れる、そういう体制になっております。

（教育）総務管理課長

災害時における学校施設の教員等の役割についてであります。今、主幹が答えたこととちょっとダブるかもわかりませんが、災害が主に学校の休業の時間帯と授業中の時間帯に発生する場合が想定されます。災害が学校の休業時間帯に発生した場合は、教職員は迅速に学校に出勤し、学校施設の被害状況の点検、必要に応じて応急措置を行うことや児童・生徒の安全の確認を行う。そして、被害状況等を教育委員会に適宜報告することとなります。

また、授業中に発生した場合につきましては、第一に児童・生徒を安全な場所へ避難誘導し、その後、今、申し上げたとおりの行動をとるということになりすし、地域の方々が避難してくる場合にはその方々の誘導も行う。その他ケース・バイ・ケース、臨機応変な対応をすることが想定されます。

佐々木（茂）委員

もう一つ、これに関連して地域の防災組織との協力といいますか、そういう形はどのようにされていますか。

（総務）白澤主幹

地域の防災組織のお話ですけれども、いわゆる自主防災組織、そういったようなものの想定ということになりますけれども、市内にはまだ自主防災組織の数は非常に少ないのですけれども、蘭島方面、それから銭函方面、あるいは自主防災組織までには至りませんが、色内の日の出町会などでは自主的に毎年避難訓練をしているといったところもございます。それで、それらの自主防災組織が年間行う、そういった訓練のときには私どもも出かけていって手伝いなんかをしてございますけれども、いざ災害が起きたときには、それらの訓練を生かした避難ということをお願いすることになるかと思えます。

また、自主防災組織がまだできていない町会についても、町会のいわゆる災害グループというのがまだできていないところもございますけれども、それにかわるようなところに町会を通じてお願いすると、そういったことになっていこうかと思えます。

佐々木（茂）委員

あおばとプランについて

次に、いわゆる今回出されました「あおばとプラン（小樽市立学校教育推進計画）」の中に重点 2、「豊かな心



の育成」というものがございます。この中で一つだけちょっと今回聞いておきたいと思ひまして、道徳教育の充実、ここのいわゆる「豊かな心を育てる道徳教育を充実する」という項目がございませう。これについてもう少し、4 項目ほどございませうけれども、もうちょっと肉づけした形で御説明をいただきたいと思ひます。

（教育）指導室寺澤主幹

あおばとプランに示しております道徳性の育成について、主な取組について4 点示しております。その1 点目として、「地域の題材や人材を活用した道徳の時間の充実」というのがあります。これにつきましては、道徳の時間にボランティア活動等に従事しております地域の住民の方の講話を聞くなど、そのような機会を設け、身近な話題から子供たちの豊かな心をはぐくんでいきたいと考えているところでございませう。

2 点目の「地域素材を生かした資料の作成と実践」という項目については、小樽は大変歴史のあるまちでございませうので、例えば北防波堤をつくられた廣井勇さんのお話とか、そのような子供の心を打つ話を発掘いたしまして、読み物資料として道徳の時間に活用していければいいなと考えているところでございませう。

3 点目の道徳教育研修会につきましてはですが、道徳の時間の授業のあり方などにつきましてさまざまな指導方法を取り上げ、教員の指導力の向上に努めていきたいと考えているところでございませう。

最後の4 点目ですが、「ボランティア活動等の体験的な活動の充実」につきましては、家庭、地域社会と連携いたしまして、ボランティア活動等の豊かな体験などを通して道徳性を育成していきたいと考えております。

佐々木（茂）委員

次に、公立教員への期待・満足度ということで「保護者 10 万人調査、文部科学省が来年度給与見直しに反映」という見出しの中で、「今回、公立小中学校の教員に対する保護者の期待や満足度を把握しようということで、文部科学省は 2006 年度に保護者約 10 万人を対象に意識調査を行う方針を固めた」とございませう。教員満足度、これは大規模な調査が初めてということでございませう。そして、「勤務実態調査については、日教組などの反対で 1966 年を最後に実施されていなかった」というふうな見出しでございませう。教員に関する保護者のニーズを探り、文部科学省が同年度中に結論をまとめ、そして教員の給与の見直し作業にも反映させたい考えということでございませうが、この教員にどのような役割を求めていくことを調べるのか、まずその点からお知らせください。

（教育）学校教育課長

今の小中学校教員の期待・満足度の調査というお話でございませうけれども、私どもの方もまだ詳細なことについては文部科学省の方から知らされてはございませうけれども、ただその中で新聞等の報道によりますと、教科指導だとか生徒指導、部活動など、そういった部分につきまして、保護者に対して教員に対する満足度を持っているのかということ調査するようにというふうには聞いてございませう。

佐々木（茂）委員

それで、このほかに教員に対して授業や生徒指導で実績を上げたり、職場でリーダー役を果たすというようなことをした教員に厚遇をする仕組みを導入したいというふうでございませう。いわゆるこの制度を参考にして、保護者が教員に対してどんなニーズを抱いているか把握する必要があるということでございませう。この結果、先生の勤務実態調査、約 100 万人いるのだそうす。小中学校などの教員の中から 10 数万人を抽出する。それで、先生方のこの調査をすることによって、先生方の超過勤務時間、それから超過勤務の理由を尋ね、部活動の指導、それからまた、自宅での採点などに割いている時間も調べると。都市間、それから山間部、離島、へき地などの勤務の違いも把握するのだと。このようなことをしながら、先生方はあまりにも忙しいというふうなことなのではないでしょうか。私もこの間ちょっとお尋ねしたのですが、先生方の心の病ということにも触れましたけれども、忙しさに起因してストレスを抱えている先生がいるのかどうかということも調べるようでございませう。

それらのことも踏まえて今回の教育委員会が出してございませうあおばとプランの推進計画等、いろいろな形の中である程度連動してくるのかなと思ひますので、その辺のことも含めてちょっと御感想をいただければ。

（教育）学校教育課長

勤務実態調査ということで、1966 年以降調査されていないということでございます。ただ、現在教員に対してやっている調査は、有給休暇、いわゆる年休だとか、そういった休暇の調査というのはやってございます。そういった中で教員の現実的な勤務実態とかは、ある程度は把握しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、まだ文部科学省の方からは道教委も含めて詳細なものは来てございませんので、私ども、これについて今ここでどういう感想というのは、中身が見えていないものですから、はっきりは申し上げられませんけれども、そういった調査が来次第、我々としては学校側にそういった調査用紙を送って調査をしてみたいというふうに思っています。

教育長

今回皆さんにお話してございますあおばとプランにつきましては、決して給与の見直しですとか、そういうことでなくて、今、小樽の子供たちがより健康に、そしてよりよく生きていこうという、そういうねらいで私ども柱を立てさせていただきましたので、そのところは御理解いただければと思っております。

佐々木（茂）委員

確かに給与の関係は道教委の関係でございますから、小樽市教育委員会は関係ないという形で説明も受けてございますので、ありがとうございました。終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 24 分

再開 午後 2 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

佐藤委員

ポータルラジオについて

予算説明書の中から少し聞かせていただきたいと思います。

雑入の中ですけれども、76 ページ、雑入のポータルラジオ運営費負担金の収入が 255 万 9,000 円になっていますけれども、これはどういうお金でしょうか。

（港湾）企画振興課長

これにつきましては、ポータルラジオの開設にかかります経費を民間から徴収するなり、石狩湾新港と共同で開設しておりますので、その負担金を徴収している額になります。

佐藤委員

石狩湾新港から幾らで、民間から幾ら入っていますか。

（港湾）企画振興課長

小樽と石狩の割合ですけれども、小樽港が 6、石狩湾新港が 4 という形で負担をしております。それから、協議会につきましては、通信業務委託料といたしまして小樽市が 10、協議会が 3 ということで、189 万円徴収しております。

佐藤委員

もうちょっと中身、金額で言えないの。

（港湾）企画振興課長

まず、石狩の方につきましては、業務委託料については管理組合の方で直接支払っておりますので、小樽市に入る雑入といたしましては、局舎使用料が 15 万 1,000 円、機器使用料が 51 万 8,000 円、それと先ほど言いました民間協議会から 189 万円、合計 255 万 9,000 円が雑入として歳入しております。

佐藤委員

ということは、石狩から真っすぐ行っているのですか。小樽には来ないで、雑入の中には入ってきていないで。

（港湾）企画振興課長

通信業務委託料につきましては、組合の方から業者に直接支払がされております。

佐藤委員

その金額は幾らなの。

（港湾）企画振興課長

そちらの方につきましては、管理組合が 420 万円、それから協議会から 126 万円となっております。

佐藤委員

157 ページ、ポータルラジオうんぬんとありますよね。ここに雑入として 255 万円、さっきのお金が入ってきているわけなのです。それで、868 万円を一般会計から出している。この部分のほかに石狩が 400 何万円入ってくると、そういう計算でいいですか。

（港湾）企画振興課長

そのとおりでございます。

佐藤委員

総額このポータルラジオにかかっている経費というのは幾らかかっているのですか。

（港湾）企画振興課長

予算ベースで 1,416 万円となっております。

佐藤委員

この経費というのはどこに。ポータルラジオという何か会社があるのですか。それとも、どこかに委託する形になっているのですか。

（港湾）企画振興課長

中島電気に委託しております。

佐藤委員

中島電気が、そうしたらこのお金でポータルラジオを運営しているということによろしいですか。

（港湾）企画振興課長

そのとおりでございます。

佐藤委員

どういう利用をしているのですか。ポータルラジオは全国的に見て何か所ぐらいあるのですか。

（港湾）企画振興課長

全国では、ちょっと把握した数字を今持ってきていないのですけれども、東北以北では石狩湾新港と小樽港の 2 港でございます。

（「24 くらいだったですね」と呼ぶ者あり）

佐藤委員

東北以北で石狩湾新港と小樽港で 1 局だけですか。 1 局ということ、局は一つ。

（港湾）港湾振興室長

そのとおりでございます。 1 局でございます。

佐藤委員

利用状況はどうなっていますか。

（港湾）企画振興課長

通信件数で申しますけれども、小樽港で 15 年度が 7,916 件、16 年度が 9,135 件。17 年度は 2 月までになりますけれども、1 万 319 件となっております。

佐藤委員

これは通信件数ですから、会社では何社ですか、これは。

（港湾）企画振興課長

会社数を細かく持ってきていないのですけれども、船舶数で申しますと月 200 隻ぐらいが多い月であるという状況でございます。

佐藤委員

いや、だから会社。そうしたら、小樽港と石狩湾新港の港湾に関係する全会社が使っているのですかということ

（港湾）企画振興課長

小樽の船舶代理店はすべて使っている状況にあります。

佐藤委員

他港でなくて小樽港しかないものを使わなければならない理由というのは何ですか。

（港湾）企画振興課長

ラジオ局の用務なのですけれども、入港する船舶の動静の把握ですとかバース指定、あるいはひき船の利用や船舶給水の利用、また、代理店からの情報や C I Q、さらに気象情報等幅広く船舶に対してサービスしているものですけれども、小樽港のようにロシアから多くの小型外航船が入港する港では重要な通信手段だと考えております。

佐藤委員

小樽港より大きい苫小牧港とか釧路港とか、そういうところはなぜ使っていないか理由を教えてください。

（港湾）企画振興課長

現在、苫小牧港の方でも開設についていろいろ情報収集をしていると聞いておりますけれども、苫小牧港は大型船が多いために、通信衛星を使った船舶電話が常設されているということで、そちらの方が有力な通信手段となっているとは聞いております。

佐藤委員

ほかの港なんか、聞くところによると、携帯なんかでもやっているわけでしょう。どうしても使わなければならない理由はないのではないの。今、財政が厳しいときだから、一つずつ見直していったら、こういうものをずっとやっていっていいかどうかという考え方があるのだけれども、どう考えていますか。

（港湾）企画振興課長

現在、委員御指摘のとおり、経費の負担は非常に大きいものと私も考えております。それで、石狩湾新港で施設を共用したり、また、業界から負担金を取るなどして、負担の軽減は図って運営しておりますけれども、今後は利用状況等を見極めながら事業継続の判断はしていかなければならないと、そのように考えております。

佐藤委員

中島電気ですと長年やっているということも一つの問題なのだと思う。随契でやっているの、それとも競争入札か何かしているの。

（港湾）企画振興課長

随意契約で契約しております。

佐藤委員

あまり長いことやらないで、少し考えて、もしやるとしても違う電気屋さんもあるだろうから、少し考えた方がいいのではないですか、この話。

ウイングベイの経済効果について

次、旧マイカル、ウイングベイの話ですけれども、経済効果というのはやはりあるのだろうと思うのです。税金を滞納しているという話だけが出てきますけれども、ウイングベイができてからの経済効果、そういうことも私たちは考えていかなければならない。私も利用させてもらっています。その辺ちょっと掘り下げて考えていきたい。小樽市におけるいわゆる周辺整備にかかったお金というのは、ウイングベイについてはどのくらいお金がかかっていますか。

（財政）財政課長

ここは土地区画整理事業のほかに、港湾の道路、公園、下水道、市道の整備などをやっております、合計で 140 億 1,500 万円ほどの金額を使っております。

佐藤委員

そのうち市債が幾らで、一般財源が幾らなのですか。

（財政）財政課長

今の金額に対する市債は 83 億 8,000 万円ほど、建設時の一般財源は 2 億 1,400 万円ほどになっております。

佐藤委員

小樽市として取りまとめて、結局幾らかけているのですか。

（財政）財政課長

市債は今後償還しなければなりませんので、先ほど言いました 84 億円ほどの市債に対しての最初からの償還は 102 億 5,000 万円プラス一般財源としての 2 億 1,400 万円があって、105 億円ほどになります。ただ、市債の元利償還は交付税措置がありますので、それを差し引く必要があると思います。その金額は今すぐ出ませんので、ちょっとお待ちください。

佐藤委員

交付税部分を抜かして、また教えていただければいいと思います。

今、ベイシティ、建って何年たちますか。

（経済）本間主幹

平成 11 年 3 月 11 日の開業ですから、7 周年を迎えております。

佐藤委員

7 年間のうちにどのくらいの経済効果があったかというのは出ているかどうかわかりませんが、まず従業員の数というのはどのくらいで、その報酬とか給料とかというのはどのくらいなのですか。年間でいいです。

（経済）本間主幹

平成 11 年の開業以来の雇用についてであります。確かに従業員数は減ってきてはおりますけれども、現在約 2,000 人弱の人があそこの場で働いておまして、そのことは小樽の雇用環境を考えますとやはり大きな役割を果たしているというふうに受け止めております。

佐藤委員

当初 3,000 人とされたのだよね。それが減ってきているみたいですね。ただ、この 2,000 人というものをベースにして考えても、パートとか従業員とか、きちんとした人方もいるのでしょうか。1 人当たりどのくらい見るのか。100 万円ということはないでしょう。150 万円、200 万円くらい見られるのかな。そういうのは調べてございませんか。

（ 経済 ） 商業労政課長

今、主幹から申し上げましたように 2,000 人弱の方がいらっしゃいますけれども、そのうちの 1 割強の方が正社員、あとは契約社員、パートということになっております。そういった内訳は四半期ごとに報告していただいておりますけれども、そういった方々の給与ベースということでは実態はとらえておりません。

佐藤委員

推測すると 30 億円くらいあるのだろうと、年間はその分だけいわゆる消費していますから、小樽市内へ 30 億円くらいのお金は回ってきているのだろうと思っております。

あと上下水道、7 年間にわたってどのくらいの利用ですか。

（ 水道 ） 総務課長

17 年度の決算見込みということで申し上げますと、水道につきましては 10 億 1,800 万円、下水道の使用料につきましては 6 億 9,700 万円ということになっています。

佐藤委員

それは年間、それとも今までの全累計ですか。

（ 水道 ） 総務課長

11 年度から 17 年度までの累計でございます。

佐藤委員

水道で約 17 億円と。さっき言った給料が、7 年間掛けると 210 億円くらいになってくるのです。法人市民税というのはこれ出せないのだろうけれども、これも相当額あるのですか。

（ 財政 ） 税務長

平成 16 年度までのこれはあくまでも調定ベースということでございますけれども、法人市民税では 2 億 9,200 万円になっております。

佐藤委員

これだけ見てみても 230 億円から 240 億円くらいあるということで、小樽市がかけたお金が 100 億円を下るのでしょうか。

（ 財政 ） 財政課長

交付税の金額を差引く必要があると。交付税措置がされるのが約 62 億円でございますので、実負担ベースで見ますと、元利償還金で 40 億円少し。それと先ほど建設時での一般財源 2 億円ちょっとありますね。43 億円くらいが実負担というふうに考えております。

佐藤委員

今出ましたけれども、43 億円を負担して行って 7 年間で 230 億円から 240 億円くらい、推定でこのくらいあるということですから、私はベイシティというのは損得勘定でいったら悪くないなと思う。

あといわゆる小樽市の人間というのはかなり余市なんかからを合わせても、すごく行っているのだよね。映画館もあそこしかないし、本屋も大きい本屋があるし、アウトレットというわけのわからない家具も売っているし。あの辺の心理的というか、小樽市民の憩いの場としての使命というのはどう考えていますか。

（ 経済 ） 本間主幹

あそこの施設の入場者数ですけども、管理・運営しております O B C からは、年間約 1,100 万人程度の入込みがあると聞いておりまして、そのうち約 6 割が小樽市民と伺っております。経済部で平成 15 年に行いました消費者のアンケート調査、これによりまして服飾品、アクセサリなどの買い回り品とありますが、そういったものを中心に約 2 割の人があそこで実際に買物をしていくということ、また、委員からもありました大型書店、ボーリング場などのスポーツ施設、そういった魅力的な施設があるということから、やはり多くの小樽市民に支持されている施設だということは言えると思います。

佐藤委員

それをお願いしたいのだけれども、一度業態調査とか、それから行動調査だとか、また、その辺のことのベースになる調査というのは今後していくべきだと思うのですけれども、この辺どうですか。

経済部長

ある意味では相当いろいろな業態が入ってしまっていて、また、一方で非常に入れ替わりが激しいのです。そういう意味では 11 年当初いらっしゃった方々がもう圧倒的にいなくなって、どんどん入れ替わっていつている。こういう大きい商業施設の宿命ですから、当然やはり長くはお店をやらないということでは、雇用の人の入れ替わりを含めて相当あります。ただ、我々にとっては、ある程度 O B C という管理会社がありますので、一定程度押さえることも必要だと思っていますから、御指摘の部分、どこまでできるかは別にして、今も聞き取り調査なんかはやっていまして、できる限りの部分での把握はしていきたいというふうに思います。

佐藤委員

除雪ステーションの苦情処理について

質問を変えます。

私は建設常任委員長だから建設でなかなか聞けないので。除雪の話なのだけれども、代表質問で出したときには、昨日も何か武井委員の方から話があって、新聞には地区懇談会とか地域懇談会を開くという話が載っていましたけれども、ちょっと 2 点ばかり聞きたいと思います。

いわゆる苦情に関してずいぶん今年が多かったです。ステーションに電話をかけてひどい対応をされていると。私、昔ステーションをつくったときに、ステーションに苦情処理係をつくりますからと、きちんとした対応をしますということを聞いておりますし、この辺のことは今、ステーションの苦情処理係というのはどうなっているのですか。

（ 建設 ） 雪対策課長

今、ステーションの苦情処理の関係でございます。それぞれ四つのステーションに分かれておりまして、苦情につきましてもステーションで受ける部分、それとまた、本庁、私どもの方、雪対策課なりで受ける部分のものがございまして。当然苦情の内容といたしまして、除雪要望なり除雪後の苦情というものに対してはステーションの方で対応しているものですから、その都度ステーションの方へ指示を出している状況であります。

また、要望等につきましても、ステーションの方で対応できない部分もありますので、市の方と一緒に協議するものもありまして、それらについては市の方と調整しながら、時期的なもの違いはありますけれども、そういう中で排雪要望等にこたえていくような形で対応しているところでございます。

佐藤委員

直接言われたのは、妙見川に除雪車が雪を投げていったから、あそこの銭湯がステーションに電話をかけて、おかしいのではないかと。投げたらだめだと言われているのだけれども、どうなったのかと。いや、何文句あるのだと。市役所にかけるぞと言ったら、何ぼでもかけるという話を受けてどうなっているのだということ。それからもう一つは、あまり道路が狭くなっているからまた除雪をお願いしますと言ったら、ああよかったよ、するよと。だ

けど、車のためにやるわけではないのだと。人のためにやるのだと。確かに、人のためにやるのかもしれない。そうやってあんた何かいつもうちに文句を言っている人でないのかと、こんな話を延々とされて、私 2 回しか電話かけてないという話で。苦情の対応の仕方がひどいのだ。確か苦情係でなくて、たぶんいつも 24 時間いるわけではないから、現場の人が対応するのかもしいけれども、そういう苦情というのは市役所に入っていますか。

（建設）雪対策課長

今のお話というのはちょっと聞いていない部分がございます。ただ、私どもとしては、そういう形の中でステーションの対応が悪いという形での苦情は受けている部分がありますので、これにつきましては、13 年から総合除雪に移行した段階で、接遇の問題だとかにつきましては、当然シーズンを迎える前に各業者を集めて講習会などを行っているところでありますけれども、こういう形の中ですと、その辺もう少しきちんとした形で指導するなり、強化していきたいというふうに考えております。

佐藤委員

電話する方は市役所の職員だと思っている。市の職員がすごい口のきき方をするなど、そういう話になるのですよ。だから、市役所の職員が窓口において全部聞いてくれると思っているのです。その辺のことをどう解決していくか。私はこの間代表質問で、苦情の窓口を一本化したらどうだなんていう話をしたのですけれども、こういうことは考えられませんか。

（建設）雪対策課長

代表質問に出ていましたように、これにつきましては私どもの方としても、今後、今年の苦情の件数なり、そういうものを整理する中で今回懇談会等も早い時期に開催する中で、市民の声などを聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

佐藤委員

いやいや、一本化というのは考えられるか考えられないかと。部長どうなの。

建設部関野次長

今の一化というお話なのですけれども、苦情・要望につきましてはいろいろありまして、総合除雪に移行する段階で、まず行政側の役割、業者の役割、市民の三つの役割というのですか、その関係につきまして整理しまして、その中で従来は市の職員が現場に常駐していたのですけれども、そこに常駐することによってのメリットもあるのですけれども、その地域のその部分だけしか見えないという部分もございます。そういうことではなくて、やはり監督する上では当然市の各ステーションの全体の横の連携、横に目を向けなければならないということで、当然まず 1 か所に塩谷の維持課の方に詰めていまして、そこからいろいろな調整をとって現場に向かうと。ですから、各ステーションの担当はありますけれども、朝から晩までということではなくて、まず塩谷の方から出勤するというような形をとらせてもらっています。その中で地域住民の方のいろいろな要望とか苦情があった場合に、当然市民の方がどこに電話をかけるかということにつきましては、まず現場のすぐ対応しなければならない除雪の話とか、そういうような作業の話についてはステーションに電話をかけてくれた方が早いという、我々の方に、市の方に来てもらって現場の方へ問い合わせるといった話があるものですから、そういう方法をとらせております。

ただ、そのところの計画的な話、除雪をするのか排雪するのか、そういう計画の部分については市の行政が入ってきますと。原則はそういうようなやり方でやらせてもらいたいということで説明しています。当然市民の方は、その区別、当然市の方に電話をかけてくることがありまして、それをだからといってステーションに回すということではなくて、市でも受けますけれども、やはりどうしても現場の細かい話になると業者の方が早く対応できるという、そういうことがございます、そういう方法で総合除雪の段階ではやらせてもらっています。

当然、今、受け答えの部分で委員の方からいろいろおしかりがございましたけれども、その受け答えの部分については、当然過去からやはり市の職員がすべて受け取るというわけではないものですから、ステーションに詰めてい



る段階でも業者の方が受けて、非常に対応が悪いということでは言われていまして、それもありまして、接遇ということ年度当初にずっとそういう説明会をやっています。公共事業を請け負う業者としての資質を向上させるためのそういうことはやらせてもらっています。

いかんせん今年もやはり何件か、そういう業者の対応が悪いというのですか、受け答えが悪いということでおしかりの電話も何件ももらっているのは事実でございます。それについては改めてその辺は業者の教育に努めていきたいと思っておりますけれども、やはり一本化というのはなかなか難しいのかなと、そういうことを考えます。

佐藤委員

わかるのだ。別におしかりしているわけではなくて、1 時間も 1 時間半も電話をかけてくる人がいるのでしょう。わかっているのだ。ねちねちねちねちと、そういうのも受けなければならないから、朝から晩まで受けている人はもう本当に気がいらいらしてくるのもわかる。けれども、ステーション制になってから非常にやはり体制が変わったというのは、いわゆる市の除雪対策の人方は真っすぐ話を市民から聞けなくなったものだから、どうもどこかにクッションがあって、除雪車を回すタイミングが遅れたり、適切な除雪が行われなかったりして、何か現場は現場で待っているわけでしょう、ゴーサインというのを。また、こっちの方はこっちの方で、現場にあまり入っていないからよくわからない。だから、その辺のそごというか差異が出てくるのです。こういうことをなくするためには、どこかできちんと聞かなければいけないだろうと。そういう場所を持っていかないと、明日いきなりやれといったってできないのだから、そんなことわかっているのだから、どこかで集約しながら振るだとか指令するだとかという指令の一本化というのが今後必要になってくるのではないかという話をずっとしているのだけれども、結局苦情もできません、指令もできません。指令の一本化はどうなのですか。

建設部長

先ほど窓口の一本化の話は次長が話しましたけれども、確かにその実態としては、個々の窓口も必要な部分があるのだけれども、どうも今年、今、委員がおっしゃるようにぎくしゃくした部分があって、やはり現行システムの課題、整備が必要だろうと思っていますので、一本化を含めて時間をいただいて検討したいということで考えてございます。

佐藤委員

そう言われては、あともう何も言うこともない。ちょっと考えてもらいたいのは、4 ステーションもどうかと思うのです。やはり少し公平に、この間聞いたら、距離も違ってくるし金額も違っているし、もう少し公平にできないのかと。細かくするのがいいのか、あるいはもうちょっと、一本化するのがいいのかわかりませんが、この辺も含めて検討をやはりきちんとしていかないと。温暖化は続くみたいだから、来年からも雪が降らないことはないの、そこのところどうですか。抜本的な検討をしていただけませんか。

助役

私が除雪対策本部長をやっていますからお答えしますが、確かにお話がありましたように地域総合除雪に移行して 5 年間やってみたのですが、委員がおっしゃったようにいろいろな弊害もまた出てきている。ですから、ステーションの数も含め、除雪のレベルも含め、予算も 9 億 6,000 万円という形でずっと来ているのがどうなのかという、そういう抜本的なことも含め、やはり新年度に入りまして、また体制が整った段階で、早期にそれらのものをトータル的にいろいろ検討して対応していきたいといいますが、市民要望にこたえていきたいと、そういう形をつくっていきたくと思っています。

佐藤委員

終わります。

斉藤（陽）委員

簡単に伺います。

ジャパンブランド支援育成事業について

ジャパンブランドの育成支援事業ということで、三伺いたいのですが、まず、この支援事業本体について簡単をお願いします。

（経済）産業振興課長

ジャパンブランド支援育成事業についてでございますけれども、この概要につきましては地域の特性を生かした今ある製品の魅力なり価値、そういったものをさらに高めていく。あるいは国内外にマーケットを広げていくための高いブランド力をつけていくような全国の各商工会議所の取組を中小企業庁が支援をするという取組が平成 17 年度行われまして、全国から 60 を超える商工会議所から応募がございました。北海道からは旭川の家具、それから小樽のガラスが採択をされて実施したものでございます。

斉藤（陽）委員

17 年度の小樽ガラス工芸品の世界ブランド化プロジェクト事業の概要についてお願いします。

（経済）産業振興課長

今年度、小樽商工会議所が実施をいたしましたプロジェクトの概要でございますけれども、大きく分けまして三つの柱から成ろうかと考えております。一つにつきましては試作品の開発というものがございまして、小樽近郊でとれます鉱物資源を何とか利用しまして、小樽のガラスの持つイメージカラーが出せないかという取組が一つございます。

それから、二つ目でございますけれども、国内外の展示会に出展をいたしまして、小樽ガラスの工芸品としての技術力、それから販売力を拡大、そういったようなことを目的といたしまして出展をいたしております。

もう一つの柱が市場調査でございまして、そういった国内外の展示会に出展をしながら、来場者からあるいはバイヤーからの御意見を伺いながら市場調査をやっていくということで、3本の柱から成っている事業を進めてきたところでございます。

斉藤（陽）委員

先日、雪あかりの路の期間中にサンモール・ネオのところで展示会がありまして、私も見に行かせていただいたのですが、非常にいいというか、小樽のそれぞれの工房が競い合って展示をしているという形で、ぜひこういうのをできれば頻度高くやってもらいたいという気持ちがあったのですが、私のようないわゆる市民、小樽に住んでいる人も、あるいは観光客にとっても小樽ガラス、堺町にガラス屋はいっぱいありますけれども、いわゆる美術館的なものというのではないわけです。ですから、そういった部分を補う意味でも、こういった企画といいですか、展示会のような形はぜひもっとやっていただきたいという気がするのですが、この辺はどうでしょうか。

（経済）産業振興課長

今、お話がございましたこの 2 月に開催をいたしました「小樽ガラスの世界」というサンモールのアネックスで実施をいたしましたけれども、小樽雪あかりの路の開催期間中ということもございまして、来場者が 2,500 人を超えるということで、市内外に向けて小樽ガラス工芸品の技術力の高さというものが PR できたというふうに伺っているところでございます。

今後の取組についてでございますけれども、商工会議所といたしましてはこの事業を新年度も継続するというところで、工房なり業界の要望も高かったということで考えている部分もございますけれども、新年度につきましては、今年度やった事業を当面継続するということになっておりまして、限られた枠内で実施するわけですが、当面は 1 回だというふうに考えてございますけれども、今後、消費者からのニーズあるいは業界からの要望、そういったようなものを総合的に勘案しながら、今後の事業展開が考えられていくのではないかとこのように考えているところ

でございます。

斉藤（陽）委員

そこら辺、今、聞こうと思っていたのですが、要するに外国とかにそういうブランド力を高める、海外に向かってという部分も大事ですけども、小樽にせっかく来てくれた人、あるいは小樽市民に見せていくというか、アピールしていくという部分も兼ね合わせてやっていただきたいと思います。

それで、18 年度の継続の方向ということなのですけども、もう 18 年度分の申請というのはされたのですか。

（経済）産業振興課長

中小企業庁に対する申請のことかと思えますけれども、若干制度が変わりまして、新年度は補助申請という形になるわけなのですけども、本申請はこれからということでごつてございます。現在は移行調査の段階だというふうに伺つてございまして、小樽商工会議所といたしましては、業界の意向を踏まえましてぜひ実施したいという意向で回答しているというふうに伺つてございます。

斉藤（陽）委員

参加する工房は新聞報道等によりますと 12 工房ということを書いてあったのですが、これは別に 12 に限定した話ではなくて、いろいろな企画の内容によっていろいろなところに呼びかけて参加者を募るという形で理解しているのですね。

（経済）産業振興課長

本年度のこのプロジェクトに参加した事業者は、確かに市内に工房を持っている 12 の事業者が参加しておりますけれども、商工会議所のとらえ方としましては、窯を持った工房という考え方で 12 の事業者に参加していただいて今回やったわけですけども、必ずしも窯を持っていない事業者であっても工房を開いている事業者もおりますので、そういった方々を含めて新年度は門戸を広げていきたいというふうに伺つております。

斉藤（陽）委員

事業費はどのぐらいかということと、18 年度地元負担が発生すると、それは幾らぐらいかということと、あと地元負担については参加工房とかがかぶつて全部負担しなければならぬということになるのか、商工会議所とか市とかが財政上いくらかの応援ができるのか、そういった部分はどうかでしょうか。

（経済）産業振興課長

事業費でございますけれども、先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、若干制度が変わりまして、今年度は事業を委託されるという形で商工会議所が事業を実施してございまして、事業費としては総額 2,500 万円と伺つてございますけれども、これは全額国の支援という形で事業を実施してまいりました。新年度に向けてのプロジェクトといいますか、ジャパンブランド支援育成事業につきましては、委託という形ではなくて補助金の交付という形に変更になるものですから、国の負担、補助率については 3 分の 2、地元の負担分は 3 分の 1 というふうになると伺つてございます。

事業費につきましては前年度と同額というふうに伺つてございますので、800 万円程度の地元負担が生じるのではないかと考えております。この 800 万円の考え方につきましては、現在、商工会議所の方ではそれぞれの工房の皆さんに、全国各地、国内外の展示会に出展される、その出展料という形で御負担をいただき、それ以外の経費については商工会議所が補完するというような形で考えているということでございます。

行政につきましては、なかなか行政としてこのプロジェクトについての負担をするということは非常に難しい状況にあるかと思えますけれども、実行委員会の中に行政として参画する形の中で、さまざまな支援なり協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

財政面でなかなか難しいということであれば、ノウハウといいますか、そういった情報面でもサポートするとい

ようなことをぜひよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
小林委員

ポートラジオについて

関連ですけれども、佐藤委員の方からポートラジオについてお話をされました。経費削減については賛成ですけれども、私の認識では全国の 24 の港が設置して、北海道で唯一の、まさに小樽のポートサービスの一番の目的が達成されている業務だと思っています。特に業務内容もいろいろとお話しされました。職員 2 人でやっていますが、入港してくるアメリカ船はじめ英語、ロシア語、中国語、韓国語と、非常にそういう知識のある者が対応していて、それで何とか経費の面については今こういう状況ですからわかりますけれども、せっかく設置されて、たしかもう 10 年ぐらいの期間が過ぎていますが、ぜひこういう北海道にない唯一のポートラジオ局としてこれから進めたいということを一言だけ申し上げておきます。

庁達第 30 号について

質問を変えます。

先日の予算特別委員会で消防本部の庁達第 30 号についてやりとりをさせていただきました。厳格な階級制度をとっている特に消防組織の中で、上意下達の形式をとっているものと私は理解しておりますから、特に弱い立場に置かれている方を対象とした場合は、こういう通達というのは慎重の上にも慎重を期さなければならないという、私は内容の書かれた方のことを個人情報保護法に抵触をしないかというやりとりの中で、本当に慎重にしていきたいという、ただそれだけの考え方で、消防職員のこれからの業務に携わる者にとってどうなのかなということこの問題を取り上げさせていただきました。

今回のこの庁達問題は一職員の問題ではなくて、多くの消防職員が抱えている消防組織の不信感から発生した問題だと私自身は思っています。特にこの消防組織の上下関係、信頼関係の欠如というのは、災害現場で行動する隊員の士気等々にも非常に影響をすることははかり知れない。私ども市民にもそれがかぶさってくるという、そういう図式ではないかということです。

この内容について個人情報保護法に関連した部分なのですが、前回の答弁では消防本部の答弁は個人情報保護法第 2 条の条文を私は正しく理解して、私から言わせると都合のいい判断をもって答弁したと思っているのですが、その辺の理解というのですか、再度同法に抵触しているのかしていないのか、その辺の見解をまず述べていただきたいと思うのですが、

（消防）総務課長

庁達第 30 号についての御質問でございますけれども、この庁達第 30 号は服務規律の保持、それから交通事故防止、資機材の点検の励行という点につきまして、所属長を通しまして職員に周知徹底を図ったものでございます。

消防職員の場合、全体の奉仕者として市民の生命、身体、財産を守るという使命がある中で、常に市民の信頼を得られる者でなければならないと考えておまして、このような庁達を出したものでございます。

その中で、この服務規律の保持について記載されております内容が個人情報の保護に関する法律の観点から問題があるのではないかという御質問でございますけれども、先日の委員会でも申し上げましたとおり、この個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項によります個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」というようになってございます。庁達の内容につきましては、この個人情報には該当するものではなく、個人情報保護法に抵触するものではないと、このように考えております。

小林委員

私、保護司もしていますけれども、担当者の自宅に行く場合は、完全に個人のそういう保護条例又は個人のプライバシー、これはもう大変なことでありまして、服装から変えてというか、スーツではなくてふだん着で気軽に入っていきような、そういう保護司の業務もあります。特に今回の問題については、公的な扶助を受けている女性に関して、それからまた、例えばそれでは女性の立場から、この部分について女性、子供が生活扶助を受けているかどうかということを知らしめることはプライバシーの根幹にかかわるのではないのですか。それ全然抵触はしないということですか。もう一度。

（消防）総務課長

この庁達の中に書かれております文章から個人を特定できるものは含まれていないという観点から、個人情報保護法には抵触しない、このように考えております。

小林委員

それでは、ちょっと私のルートで得た法律の解釈をここで申し上げます。個人情報保護法第 2 条に「その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とある。この条文に庁達に記載されている「生活扶助を受けている」という個人のプライバシーの根幹にかかわる部分がこの法律で言う個人情報の定義に該当し、その情報を 300 名余りの多数の職員に漏らしたことが問題であると。すなわちその部分がこの法律に抵触することになり、その違反行為は勧告及び命令によって是正しなければならないという、これは私の得たそういう専門家というか弁護士の見解をこのように私は伺っています。

時間がありませんので、答弁は要りません。ただ、やはり職員の立場を守る組織というものはもっと心温かいというか、そういう通達にしても、個人のプライバシーに入るような内容では、これからの職員の士気に影響することを申し上げて、私の質問は終わります。

大島委員

時間がございませんので、まとめられるところは極力まとめて質問いたします。

今日予定しているのは、昨日の建設常任委員会所管で積み残しの除雪の件、それから今日資料をいただきました平成 18 年 3 月末で退職される予定の方、そしてまた、OB がどのようなところに現在お勤めになっているのか、この 2 点についてお尋ねいたします。

除雪体制について

まず初めに、除雪体制についてお尋ねいたします。

昨日もちょっと途中で質問が終わったのですが、議会に平成 17 年 11 月 29 日に 17 年度の除雪体制ということでもいただきました。その中で、私は、最後の 5 番目にあります「平成 17 年度の変更点」ということに非常に興味を持ちまして、その中の（ 3 ）貸出しダンプ制度、貸出しロータリの試行ということについて非常に興味を持ちまして、資料を昨日いただきました。その資料をちょっと説明していただきたいのですが、平成 13 年度から 17 年度直近までの貸出しダンプ制度についての実績、それから団体数、回数、申込件数、借上げ金額、除雪料、これについて一括で答弁願います。

また、同じく昨日資料をいただいております今年度の変更点の貸出しロータリの実績というところで、これはどうなっているのか。この点についてまとめてお答えください。

（建設）庶務課長

貸出しダンプ制度につきまして、平成 13 年度から説明いたします。

平成 13 年度におきましては利用団体数は 169 団体、申込延べ件数としましては 192 件、ダンプの借上げ金額としましては 2,799 万 6,947 円、その総排雪量としましては 5 万 9,765 立方メートルとなっております。平成 14 年度、

利用団体数が 235 団体、利用件数としましては 324 件、借上げ金額としましては 6,913 万 3,910 円、総排雪量は 14 万 5,792 立方メートルとなっております。平成 15 年度、利用団体数が 236 団体、申込件数が 333 件、借上げ金額は 6,728 万 9,008 円、排雪量としましては 14 万 4,297 立方メートルとなっております。平成 16 年度、利用団体数が 254 件、申込件数としましては 377 件、借上げ金額が 9,633 万 9,315 円、排雪量としましては 21 万 7,859 立方メートルとなっております。平成 17 年度 2 月末現在でございますが、利用団体数が 291 団体、申込件数が 395 件、借上げ金額が 6,749 万 2,204 円、排雪量が 17 万 5,992 立方メートルとなっております。

（建設）雪対策課長

続きまして、貸出しロータリ試行の実績であります。1 月 21 日から 2 月 17 日までの間に 6 か所の場所で貸出しロータリの試行を実施いたしました。

大畠委員

ただいま貸出しダンプで平成 13 年度から平成 17 年度の直近 2 月までの説明をいただきました。回数で見ますと 2 回あるいは 3 回というところも何件がございます。これはその地域によって降雪量あるいはまたいろいろあると思います。この中で昨日の予算特別委員会でもいろいろ質問が出ておりました。市民にコスト意識を持たせることも必要でないのか。私の住む団地もこの貸出し試行に興味を持ちまして、実はそれにはこサーム赤岩ニュータウンというところなのですけれども、北野議員がよく質問をします赤岩の伐採をしたところ。伐採をしましたら風・雨・雪、ずいぶん変わりました。雪も多くなりました。そんなことから、こずっと 3 回をやっていたいでいるのです。

それでは、どのぐらいの費用がかかったのだと、去年 3 回で。調べてみました。そうすると、小樽市負担分が貸しダンプの分が 3 回で 78 万 576 円。そしてまた、団地負担 33 万 4,825 円。合わせますと、この排雪に 116 万 5,000 円以上の費用がかかっております。距離としては 8 メートル道路で 224 メートルの T 字路でございます。ここに住みまして 13 年たつのですけれども、今年この資料を回覧板で配ってから、このままでいいのかと、抜本的なことを考えなければならないのではないかとということで、実は団地で会議を開きまして、そのほかにシーズン契約というものがかかっているのです。そうすると、この団地 22 軒で年間約 65 万円プラス今のダンプ料 78 万円がかかるのです。そうすると、去年は 143 万円以上の費用がかかっている。そんなことで、ぜひこのロータリの試行をやって見て比較検討したいと。そういうことで積極的に取り組みまして、その結果を雪対策課と情報のやりとりをやっております。

1 月 21 日、ロータリを借りて試行運転をしました。それから、2 月 19 日、今度は貸出しダンプでやってみました。そうしますとロータリでやりましたら非常に効率がいい。昨年は 1 台当たりの 10 トンダンプの排雪料が 5,000 円に 2 円切れておりました。ところが、今度はダンプを私たちが借りなければいけないわけですから借りました。そうしたら時間契約にしてくれということで 1 時間 5,300 円。4 台借りまして、団地負担分は 24 万 8,000 円。しかし、1 台当たりの単価が物すごく安くなる。3,700 円くらいにおさまったと。そういうことで、これは非常にメリットがあると。そしてまた、小樽市の負担分が、昨日も資料をいただきましたけれども、合わせて 17 万 8,000 円くらい。そうすると貸出しダンプよりうんと安いのです。そういうことで計算をしまして、資料も提供しました。

それから同じく 19 日、今度は貸出しダンプを借りてやってみました。そうしますと 15 パーセントくらい安く上がっている。総経費に対する時間単価、それからダンプの料金、1 立方メートル当たりの排雪料の金額。

これも参考までに申しますと、貸出しロータリ、1 月 21 日は合わせますと 10 時間 30 分作業をしておりますけれども、42 万 6,720 円かかっておりまして、1 時間当たり 4 万 640 円。それからまた、ダンプの 1 台単価は総経費 42 万 6,720 円割る、これ 64 台投げておりますから、総経費を割りますと 1 台当たり 6,667 円。それから、1 立方メートル当たりの単価が 466 円。そして、貸出しダンプをやってみました 19 日は、同じく 1 時間当たりの単価が 4 万 3,300 円強。それから、ダンプが時間当たり 7,520 円、1 立方メートル当たりの単価が 537 円ということで、非常

にこのロータリの効率がいいことがわかりました。

そういうようなことから、コスト意識を高めるために実は 78 万円もかかっていたのかというのが回覧板で回したときの住民の意見でございます。無料だ、ただだという、非常にそういう考え方の方が多かった。そういうことで、78 万円も市が負担していたのですねということでございますので、ぜひ今、この貸出しダンプの平成 17 年度 395 件、件数があります。それから団体としては 209 件。この方々に排雪時のかかったダンプの使用料、これをぜひ知らせてほしいと。そうすることによって、実はただだ、無料だと思っていたものがこんなにかかっていたのかと。これは今の話した例でございますので、そういうこともぜひ今年はやっていただきたいと、そのように強く望みます。

また、貸出しロータリについては、大型のロータリですから、場所もいろいろ制限はされると思います。しかし、安上がりだということはお互いにメリットがあるということが今の数字でわかりました。地域によってはいろいろな制限があり、どういうふうになるかはわかりませんが、今年申込みしてやりました 6 件についても今 1 件はそのようにわかりますので、他の 5 件についても精査をして、これはもうぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

除雪対策本部長は先ほど私だということで助役がおっしゃっていましたので、ぜひ助役の方から。

助役

今、ロータリのお話がありました。委員がお話のように、やはりコストの面からロータリの方が安く上がるだろうということで、今年試験的にこれは実施したということです。今年は異常な雪でしたから、その検証がなかなか難しい面はありますけれども、具体的にまた委員から金額も示されましたので、私どももコスト比較の中では、有効性があるというふうに思っています。ですから、その辺を従来型のコストの問題も含めて、市民のといいますが、関係者、町会の方にも知らしめて、今後また、もう一回くらいは試験的にやはりやらなければならないだろうと思っておりますけれども、本格導入に向けて、さらに検討してまいりたいと、このように思っています。

大島委員

最後に、総務部と教育委員会にあわせてお尋ねします。

職員の退職後の勤務状況について

今年 3 月 31 日で退職する予定者の資料をいただきました。教育委員会も同じだと思います。総務部にお尋ねしますが、退職するときには、再就職する場合には覚書を取り交わしていると、そのようにお聞きしておりますし、また、そのときは、それが始まったのは、たしか私の記憶に間違いがなければ現山田市長が総務部長のときだったと思いますが、これはおおむね守られていると思うのです。しかし、資料を見ますと大幅に超えている方がいると。これはどうしてなのか。これをお聞きしたいのが、まず 1 点。

それから、資料をいただいたこのほかにないのか。その他ということで私の方で資料要求をしましたけれども、それは出ておりません。しかし、今、手続中の方がいるということで、それはどういう理由でどこへどのような形で行くのか、それも聞かせていただければと思っております。

そして、今、申しました覚書に違反。違反という言葉が適切かどうかわかりませんが、超えている方、どのような理由なのか、これをお聞かせください。

それから、教育委員会。同じく資料をいただいております。そして、5 名の退職者がおりますけれども、校長の退職後の勤務状況、これは去年の以前の方でございます。何か所かに勤めておりますけれども、これはどういう関係でここに勤められているのか。その 2 点についてお聞かせください。

（総務）職員課長

最初に、市の O B 職員の関係ですけれども、基本的に市の方に要請があった団体に O B 職員を就職させたケースに限り、基本的に 65 歳あるいは 5 年間という誓約をとっております。今回の資料は、その範囲に基づく資料という

ことでお示しをしております。

その中で元課長職 1 名、小樽観光振興公社に勤めていらっしゃる方がちょうど 8 年目になるところです。この方につきましては、観光振興公社の業務ということで、観光船だとか駐車場、それから警備事務等、多岐にわたる業務をこなしているということで、実際的にはなかなか後継者が見つからない形の中でここまで勤めてきていると。

それから、その他の 3 月 31 日退職の職員というお話なのですが、基本的にこの資料では、いわゆる定年・勤奨・自己都合ということで、今日現在 3 月 31 日に退職する職員の数を記載しております。

先ほどのお話ですが、確かに国の機関の方に 1 年ないし 2 年派遣ということで、現在、職員を派遣する予定で準備を進めております。仮にその職員が派遣されることが正式に決まりましたら、いわゆる国家公務員になるということで地方自治法上に規定がないために、3 月 31 日に退職をして 4 月 1 日には採用と。戻ってくるときには逆に向こうを退職して小樽市で再び採用するという形で、いわゆる派遣ということになります。基本的には、道の交流職員と同様に、異動と同等に扱っていますので、異動の内容の中でお示しをしたいというふうに考えております。

（教育）学校教育課長

教育委員会での退職した校長の勤務状況ということでございますけれども、基本的には私どもの方ではハローワークの一般公募の中で募集をされているというふうな押えでございます。ただ、その中で教育研究だとか、そういった今までの経験を生かした専門的な部分につきましては例外でございますけれども、一般公募の中でお願いするということでございます。

大畠委員

今のハローワークなのですが、教育委員会、これは何か募集のときに条件をつけているのですか。私はこの時期にいつもこの問題を取り上げさせていただいております。やはり退職するときにぶり返しているわけです。例えば去年も同じ観光協会で期限を過ぎている方がいた。そうすると、同じ答弁でなかなか後継者がいない。立派にいたではないですか。大井さんのあとがいたではないですか。

そういうことで、やはり今の本間さんについても、根回しをすればいくらでも居残れるわけですよ。と私は思うのです。いやいや、市長、私だってやりますよ。そういうことで、いるのです。そういうことで、やはり約束は約束として、明日は皆さん我が身ですから、そういうことでぜひ守っていただきたいと、そして後進のためにも道を譲っていただきたいと、そのようにいつもこの時期になると思うのでございます。

また、教育委員会についても、これは教育委員会のもう枠の中ですか。例えば去年かおとしか調べましたら、36 のうち 16 に校長が勤めておりました。古代文字にもおりましたよ。なぜ古代文字にも、管理人というかわかりませんが、校長出身でなければだめなのですか。もっと市民でいろいろな知識を持っている、そして働きたい高齢の方がたくさんあります。ぜひその方々のために門戸を開いていただきたい。校長ばかりだということで囲まないと、確かに教育研究所だとかそういうところは専門的な知識が必要なことは十分承知しております。それ以外のところは極力一般に開放するようにぜひ運動していただきたい、そのように思っておりますが、教育長の答弁をお願いします。

助役

本間さんの件についてちょっと私から話させていただきます。今いろいろ根回しうんぬんなんていうお話もありましたけれども、本人の名誉のためにちょっと話させていただきますけれども、この方は 65 歳になったときに辞表を提出して、やめますということで何度も言ってきておりますけれども、会社の方から市の方に後任の方がいればひとつお願いをしたいということも、その 65 歳になった 3 年前から来てございます。具体的に毎年退職者名簿の中からどうなのだろうかということで退職者にも話していますが、なかなかこの観光振興公社への就職ということの申出があった方がいないということで、観光振興公社の方には話をさせていただきます。そういう経過の中で、



観光振興公社の社長から本間さんにぜひ残っていただきたいのだと。これ、あとは職安を通じて採用するか、民間人を採用するかは観光振興公社の判断によりますから、そういう中で社長の方から本間さんにたっお願いをして残ってもらっているということでございます。

ですから、本人がうんぬんではなくて、あくまでも会社の都合、そしてまた、役所の方からなかなかOBがこちらの方に就職希望者がいないという経過の中ですから、今年もそういうことでお話が来ていますので、もう一度会社の方とはちょっと話はしてみたいと思いますけれども、今年も退職される方も少ないという中で現実にいるかどうかです。あとは民間の方を採用するかどうかは会社の方で判断していただくことになるかと、このように思います。

教育部長

教育委員会の退職校長が主だというお話の中で、指導室や教育研究所につきましては、今、大島委員にも御理解していただけたと思います。あと市民部の方に専任補導員とか青少年の健全育成という、こういう職種もございませう。こういった部分につきましては、やはりそれぞれ市民部との話があるのですけれども、特段まず申しますことは、私どもから御推挙するとか、そういうことではございませう。まずやはり生徒指導のそういう経験豊富な方が欲しいというようなことで、これまでの流れの中では確かに中学校のOB先生方を充ててきたという、こういう流れで来ているということでございます。

それから、先ほど社会教育施設の関係で、手宮洞窟の関係を言っていましたけれども、かつては確かに委員おっしゃるように、幾つかの施設におきましてはこういったOBを配置していた経緯がありますけれども、現在は状況としてはなくなってきていると思います。このように我々も民間委託とかというような活用を図っておりますので、状況としてはそういうふうになったと、こういうことでございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日は4時ということで大変順調に進んでおりますので、最後ですけれども、前回総括の武井委員のような短いのではなくて、時間を目いっぱい使わせていただいて、3点について、今日はもう特に質問をするということに留意をしてやっていきたいと。

あおばとプランについて

今日、その3点は、一つ、主に新博物館構想について、私は大変これは小樽市の将来展望にかかわるということで今日もやらせていただきますが、その前に教育予算について、あおばとプランについて予算が適正配置の計画のプランづくりについて70万円と、もう一つはいわゆる学習到達度調査ですか、これについて100万円というのが今回ついているわけですが、事前に教育委員会とちょっとやりとりをさせていただいたのですが、この経過です。これ3年間のいわゆる教育推進計画というのを立てられた経過と、それからどのような形で、委員会も含めておつくりになったのかということをおまず説明をいただきたいと思ひます。

（教育）指導室寺澤主幹

あおばとプランの作成の経過につきましては、毎年教育委員会を出しております小樽市学校教育推進のために単年度ごとに出してはありますが、教育改革の流れとか、そういうようなものを踏まえて中期的な計画が必要ではないか。それから、適正配置計画で保護者の意見なんかいろいろ聞きましたが、小樽市立学校としてやはり質の高い教育をしていただきたいというような保護者の思いや願ひ、そういうものを踏まえまして、六つの目標から成る確かな学力の育成とか豊かな心の育成、健やかな体の育成など、今までは単年度計画にもあったのですけれども、それらを整理・再構築いたしまして、3年の中期計画を立てたところでございませう。

山口委員

委員会の構成についてどうなっておりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

あおばとプランの策定につきまして、教育長の諮問機関といたしまして作成検討委員会をつくりました。その構成メンバーにつきましては学識経験者、それから中学校の保護者、小学校の保護者、高等学校の校長、小中学校の校長、それと教育相談機関の相談員の方、これら全部で 7 名の構成になっております。

山口委員

それと、このいわゆる学習到達度調査というのはこれまで行われてきたのですか、毎年やっているわけですか。

（教育）指導室寺澤主幹

学習到達度調査につきましては、今回計画しているのは全数調査でありまして、全中学校で行おうとしているのですが、これまでも小樽市の小中学校において、学校の希望によって学習到達度調査については実施されております。今まで全体としては行ってはおりませんけれども、各学校の希望によって行ってきております。

山口委員

今回、いわゆる全体での調査を行うということにされた理由というのは何でしょうか。

（教育）指導室長

今、学習到達度調査にかかわりまして主幹の方から答弁させていただきましたが、それぞれの学校で例えば国語の指導の改善とか算数の改善と、こういうところで実際に自分の学校はどうなのだろうかということでの研究を深めていくための基礎資料として、それぞれの教科ごとで調査をかけてきたという経過がございます。

そういう中で、私どもが今回中学 1 年生につきまして、小学校での学習の状況について把握をしてみたいと申しますのは、実はこのあおばとプランでも、先ほど申し上げましたように、確かな学力の育成という一環の中で 3 年にわたりまして各学校で改善の努力をしてみたいと考えてございます。その際の実績の基本的なデータとしてみたいということから、この調査について予算をお願いしたところでございます。

山口委員

この調査について、これ今回行うということですが、これは来年、再来年と継続してやっていかれるおつもりなのですか。

（教育）指導室長

今後の見込みということでございますが、特に私どもは小樽市でのこの状況ということがまず大事だと思っております。その中でも特に義務教育の中でも小学校というのは基礎中の基礎、基本中の基本のところでございますが、その状況を把握してみたいということで今回挙げたわけでございますが、実は国の動向を見ますと、19 年度には、今検討の段階でございますが、全国的な同様の調査をする模様であるように伺ってございます。したがって、その動向も踏まえながら、今後、調査につきまして検討を考えてみたいというふうに考えてございます。

山口委員

今お話を聞きますと、国の方が来年、要するにやろうという方向になっているということにもお聞きしましたけれども、いろいろこれまでこの種の調査をされてこなかった理由。それから来年、国がそういう調査を予定しているということであるのに、私はこの財政難の中で 100 万円も貴重ですから、あえて単費で行う理由というのは何かということをお聞きしているのです。

（教育）指導室長

まず、国の動向でございますが、ちょっと経過を話させていただきますと、国におきましてこれまで戦後、幾多のこの種の調査は行われてきたところでございます。近年、特に小樽市でも抽出という形、選ばれて調査に参加

しているわけですが、そのデータの提供を見ますと実は全国的な状況での分析をしてございます。その中では都市部と、例えばいわゆる郡部とかということでの状況はどうかということで統計的な処理をしまして、提示はされていますが、実は抽出ということもございまして、それぞれの、わかりやすく言いますと小樽での状況はどうかというデータは実は示されてございません。また、北海道におきましても調査が行われたところでございますが、そのような状況の中では、やはり同様に小樽市の状況についてデータが提供されていないという状況にございます。

そういう状況の中で私どもといたしましては、やはり確かな力を身につけていくということは、これはもう皆さん子供もそうですし、子供をお持ちの父親、母親も含めてやはりしっかりとした力を身につけてほしいという願いがございますから、そういう意味で私どもがこの3か年の計画を立てた中で、保護者がなかなか学校ごとの選択ができない状況にありますから、そういう中では、やはりどこの学校に行っても安心して子供たちが力を身につけていけるような環境づくりをしていくということは私どもの責任でございますので、そんな意味から、このような調査を今回企画したところであります。

山口委員

ちょっと私がいまいちわからないのは、これまでの国のいわゆる調査というか、テストについては、基本的には小樽市内の事情というか、成績については個別には教えていただけないということだというのはお聞きしておりますけれども、来年以降文部科学省で予定されているものが、同じように小樽市にそういうデータは入ってこないのですかということと、もう一点、今、室長が話されたように、そういう基本的には重要なテストだということを認識されているのであれば、なぜこれまでそういうことが行われなかったのかという事情がちょっとわかりにくい、今の答弁では。そこを含めてどういう事情でそういうことがやれなかったのかということですか。

私の疑問は、今年度この新おぼとプランに沿っておやりになるということです。この理由を、これまで行わなかったということも含めてその辺の事情を、それがどうだったのかということについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

（教育）指導室長

いわゆる子供たちがどの程度学習について身につけているかという状況についての把握ということですが、これはこの前も答弁させていただきましたけれども、教育と医療というのは非常に似ているところがございます、一番重要になるのは、どう教えたかの結果を値踏みするよりも、どこがどういう状態でそれをどう改善したらいいかという、つまり。

（「それはもうわかっているのだ」と呼ぶ者あり）

はい。診断・治療というところが必要になってございます。そういう意味では、実は先ほど主幹からも答弁させていただきましたが、それぞれの学校の希望の中での調査と申しますか、それはさせていただいたところがございます。しかしながら、それはやはり個々の状況でございますので、市内全体の中での調査という中では一定の広がり、それがなかなか難しい状況が見られましたので、私どもといたしましては全数と申しますか、すべての子供たちを対象とした調査をさせていただいているというところでございます。

また、2点目の国の状況につきましてですが、これは特にいろいろな反対がありました。その中では例えば学校の序列化とか行きすぎた競争等の懸念、そういうものがありまして、今回、国は来年度調査を検討しているようでございますが、そのような過去でのそういう懸念等をどう払しょくしていくかということは今検討されているようでございますので、その状況、推移を見守っていかねばならないものと考えております。

山口委員

ちょっと待ってください。私が聞いたことに答えてほしいのです。私が聞いたのは、もう一回聞きますよ。要するに国が予定しているテストについて、これまではデータがいただけなかったということでしょう。それを今度の

はデータがいただけるのですかということをお聞きしたし、もう一つは、いわゆるあなたがおっしゃるように、そういう重要な調査というのを今回行おうということにした理由と、これまでなぜそういうことが行われなかったか、その背景について教えてくださいというふうに聞いたのです。そこを言ってくれないと。

（教育）指導室長

答弁させていただいているつもりなのですが、まず国の状況につきましては、今申し上げましたように来年度どうなるか、はっきり言いまして、今、国の方で検討されている状況でございます。それを見守っていききたいということです。今までこの近年につきましては抽出調査ですので、これについてはデータの提供がなかった。来年度につきましては、全数調査をかけるのかどうかも含めてまだ決まっておりません。その中でデータの提供についてもどうなるか。ただ、過去の推移を見ますと、情報の公開等の中で行きすぎた競争が行われたというような懸念とありますが、反省みたいなものもございますので、その辺十分国の方で今検討されているものというふうに聞いてございます。

それから、2点目に、どうして小樽市でそういう重要な調査を行わないのかということでございます。これにかかりましては、特に全数調査という形が、これしばらく途絶えてございました。国のレベルの、抽出調査という形でございます。そういう中で道や札幌も近年行われるようになってきました。その中でローカル性といいますが、地域性みたいなものがありそうだという状況がどうも明らかになってきてございます。そういう中で、小樽としてこの3か年の一定レベルに上げていこうという考え方は持っておりますので、そういう中ではやはり単独にやってみる必要はあるだろうと。これが診断として、診断をした上で次どう治療を施していくかと。医療の例えで言いますと、そういうことであります。

3点目に、どうして小樽で今までやらなかったかと。いや、これはやられてきたわけです。それぞれの個々の学校での調査という形では行われていますが、それが全校でという広がりには至っていなかったということは、それは事実でございます。ですから、そういう中で基本的に、こぞってすべての学校でうちもうちもという形で取り組んでいただければ、まだ一定のそれぞれの学校での取組の改善は進んでいくところでございますが、やはり教育委員会としては全市の教育の状況を保護者が選択できないような状況にあるわけですから、一定のそういうレベルアップを図っていく責任があるものということで、今回このような取組をさせていただいたということでございます。

教育長

山口委員があおばとプランですとか、この調査について大変御心配されているというのは、もう十分承知してございますし、何よりも委員のほかにも小樽市民もどういふものかというのを大変心配されているのではないかなと思っております。ただ、これに当たりましては、世界的ないろいろな調査があったり、今おっしゃっていただきましたように、国ですとか道で、全部ではないのですけれども、ほんのつまみ食いのように幾つかやっているのですけれども、そういうのを踏まえて、報道等で保護者がでは小樽の子供はどうなっているのかとそういう思いがすごくあって、また議会で議員の何人かからもいろいろと質問があったりした、そういう経過もありまして、私どもとしてはあえて今までそれぞれの学校でやっていたのですが、今回あおばとプランを出す中で、そのスタートの年としてその現状を把握したいというふうに思っていたところでございます。

また、国では、先ほどから言っていますように、全部やるのではなくて、小樽で言うと1校か2校の、それも学年一つなのです。ですから、当然その学校についてはどうなったかという様子は全然知らされてきませんし、私どもは何度も言いますように、今までは子供たちが100人いたら、あなたはそのうちの10番目ですよ、15番目ですよという、そういう調査だったのですけれども、これからは100人のうち何番だとかでなくて、算数の中で5年生のところではここが漏れているだとか、その漏れている度合いを調べて、それを小学校の今後の指導、中学校はそれを踏まえて補充しながら指導していくというような、そういうので、だから学力テストとは言わないで、先ほどから言っている、そういう調査に変わったということは御理解いただければと思っております。

山口委員

この問題についてあまり長くやるつもりはありませんが、基本的に私の疑問というのは、いわゆる現場の教師の方々が、私の部屋にも私個人あてにも 100 何通もこの問題について問題があるというようなことではがきが来ていましたものですから、これ現場の理解がどうも得られていないのではないかということをおもいました。

統一学力テストですか、私たちのときにはありました。一定程度そういうものは受け入れられてきたと思います。この限りについては私は問題にするつもりは全くありません。しかし、基本的に相当長い間、教育委員会と現場とのあつれきというか、いわゆる相互理解のなさというか、こういう蓄積が私はあるようにずっと思っております。

私は、今回あおばとプランの中でも、一回、まあ言ってみるなら白紙になった適正配置計画（案）も含めて、これは現場や保護者が、当然教育委員会も含めてですけれども、幅広い論議をしながら本格的な計画づくりが、これはもう待たれているわけです。そういう中で私は特別委員会でも提案をしておりますけれども、これから教職員の方々も大変現場の方がOBで退職されますね。そういう方々の力もかりて、いわゆる学習支援ボランティアというような形でそういう方の組織をしていく必要がある。そういう中でそういう政策を実現するために、これまでのようなお互いの理解のなさというのは解消していただいて、そして協力関係が即できるとは思いますが、ゆっくりひざ詰めで話し合っていて、どうも私は今日のやりとりでもわかりますけれども、議論がすれ違うようなことも多々あるのです。はっきり物を言って、腹を割ってひざ詰めで話すということが私は必要ではないかと思うのです。

なおかつ、このあおばとプランについても基本的に当事者、校長の人は入っておりますけれども、いわゆる当事者の方がこれ入っていないわけです。そういう方も入れてちゃんと報告をして、けんかになってもいいではないですか。けんかしなかったら理解は得られませんよ。だから、そういう意味で私は、こういう言ってみるならなかなかすれ違うような問題については、一方的にやるのではなくて、よく今後も話し合いをしていく中で、理解を求めながら慎重に進めていただきたいと思いますが、最後にこのことについては教育長の答弁をいただいて、次に移りたいと思います。

教育長

御心配ありがとうございます。これまでも先生方と、これだけでなくいろいろな面で私どもひざを交え合わせながら話し合ってきたところでございます。今回のことにつきましてもやはり私、先生はじめ子供、親、全部を含めまして、子供たちにとって何が一番ベストかということをお念頭に置きながら、今、御指摘があった点も十分念頭に置いて、これからさらに綿密に考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、できることでしたら、委員にも応援団になっていただきまして、あおばとプランが円滑に進められるように御協力いただければと思います。

山口委員

現場の混乱、これは生徒に、一番は子供に影響が出ますから、そこを本当に慎重にやっていただきたいということです。協力については、私は非常に第三者的な立場でございますから、呼び出されれば出向いていってということも、やぶさかではございません。

道路交通法の改正について

次に移ります。

ちょっと問題が変わりますけれども、改正道路交通法ということで、いわゆる駐禁の解除と緩和を今やっておりますが、特に民間の方がいわゆる駐禁について業者を参入させるというのが6月1日から施行されるということで、これにあわせて規制の強化だけでなく緩和ということもどうも行われているようです。いろいろな事例もございまして、このことについてちょっと説明をしていただきたいと思ひます。

（市民）生活安全課長

道路交通法の改正についてでございますけれども、平成 16 年 6 月 9 日にこの道路交通法の一部が改正されてございます。内容については 6 点ほどございますが、この項目の中で駐車対策ということで大きく変わってございます。駐車対策の考え方としまして、一つは、駐車違反の取締りの民間委託。それと、もう一点は、車の所有者の関係でございますけれども、所有者に対して規制を強化していくということでございます。民間委託の方につきましては、各市町村でのエリアを告示、公表をした上で法人と契約し、民間委託をしているということでございます。

一方、車の所有者の関係でございますけれども、これ我々にもすべてもう既に関係が出てくるかと思しますので、若干お話しします。この法律が今年の 6 月 1 日から札幌市の 9 警察署管内で一部民間委託で施行されます。それで、今までと違う部分というのは駐車禁止で反則金を支払うということだけで、その反則金を支払わない実態が相当あるということで、反則金を支払わない場合には違反金を今度自治体の方で取っていくと。一定程度、3 回ほどということをお願いいたしますけれども、それを超えると車両の使用制限ということになってきます。それをさらに加えますと、違反金を払っていない車については車検を受けられないと。車検場での拒否というような形で今年の 6 月から札幌市内を中心に出てきますので、我々自身も注意しなければならない面があるのかなと思ってございます。駐車違反の部分については大ざっぱに言うとそのような形でございます。

それと緩和の方法についてでございますけれども、警察の現有勢力の中では現在の駐車禁止区域をすべて網羅できないということで、一方では民間委託を取り入れ、一方では真に必要性が薄くなってきているところについては解除の方向ということで、より効率的な駐車違反取締りを強化していくというような形の中で進んできてございます。

山口委員

もう少し具体的に言ってほしかったのですけれども、あまり私が言うと時間がかかってしまうので。これ何か警察署のホームページをいろいろ調べたのですけれども、なかなか情報を出さないのです。現実には規制を解除したのは 6,700 区間の約 8,900 キロメートル。規制の緩和は 6,900 区間で 3,300 キロメートル。解除と緩和を合わせた距離が全体に占める割合は、解除緩和率は 6.7 パーセントということで、相当大規模に緩和をやっていますね。

我々が大変興味があるのは、商店街の活性化ということにあわせて、特に商店街の中で、これは例で言うと徳島ですけれども、中心商店街を、アーケードではございませんが、その市道について片側を隔週で駐車禁止の解除をしたというような例も、これ相当長い距離ですけれどもあるそうです。

それから、岐阜の例でございますけれども、観光地で違法駐車が絶えなかった市道があるのですけれども、これ長良川の近くだと思いますが、ここについては土日については駐車禁止の解除をしたというような事例もございません。

もう一つは、例えば小樽で当てはめようとする、体育館があるところがありますね、小樽公園の方ですけれども。大変駐車場が狭くて、当然道路に駐車をされる方がたくさんいらっしゃいますが、あそこは実は駐車禁止の表示があります。実際には取締りがなかったりすることが多いのですけれども、ああいうところについても特に駐車施設のいわゆる台数が少ないというようなところについて、これは例としてちょっと都市の名前は私はメモし忘れましたが、NHK の報道によりますと解除した事例があります。

こういうことも含めて、私はこれを機に、単にいわゆる公安委員会の方からやってくるのを待つのではなくて、行政の方からこれは地域の人もお話を、特に商店街なんかはやらなくてはいけない場合もあると思いますけれども、例えばサンモールなんかは今大変丸井今井の問題で危機になっていますから、サンモールの裏側の市道とか、そういうところについても、これは駐車場経営者等との話も必要でしょうけれども、青空駐車場なんかもあるわけですが、実質駐車をされてちょっと買い回り品を買うようなこともされるわけですから、そういうことも含めて一回これを機に意向なんかもお聞きになって、そういうことができないのかということ。

もう一つは、例えば先ほど体育館の話もしましたが、合理的にそういうことを公安委員会と相談を一度されるべきではないかというふうに思うのですが、商業労政課の方で商店街について一回そういうことを話し合いをされて、意向もお聞きになって情報をお伝えになったらいかがかと。ほとんど御存じないところもあると思いますので、その辺ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

（経済）本間主幹

委員から御紹介のありました事例でございますけれども、徳島市の方に確認いたしました。そうしますと、いわゆる旧問屋街ということで中心部から若干外れたところで車両通行量も比較的少ないということで、地元警察がそういった駐車禁止を解除したというふうに伺っております。

小樽市内の商店街の状況でありますけれども、いわゆる中心 3 商店街、都通り商店街、サンモールは車両通行規制を行っております。一方、花園銀座商店街は平成 14 年から逆に車両通行を解除して、今、車が通っている状況にありまして、個々の商店街で抱えている課題、状況等はさまざまです。ただ、今まで商店街と警察との関係というのは、商店街が街路でイベントをするだとか、そういった際にも警察から規制を受けているというような状況があったわけですが、今、警察の流れの中で規制を緩和するというものもあるものですから、そういった情報を含めまして、地域のコンセンサスを得ていくという大きな課題はあると思いますけれども、そういった徳島市の事例を含めまして情報提供は商店街の方にもしてまいりたいと考えてございます。

山口委員

私は具体的に今丸井今井の裏と言いましたけれども、例えば梁川通りなんかもおもしろい商店街だと思っているのです。札幌の人なんかから聞くと、小樽らしくておもしろい商店街があるねということもおっしゃっていますので、あの辺も含めて竜宮通りなんかも駐車禁止にする理由はないという気持ちもあるのです。あの辺も含めて結構見直していくと、ここもいいのではないかといいところはあろうと思うのです。そういうのはぜひ一回調査をされて、できれば地元とも話し合いをしながら、何とか、これは特に中心市街地というのはもう買い回り品しかありませんので、そうするとわざわざ駐車場に入れて、また、立体駐車場に入れて買物するというようなことはなかなかしにくいと思うのです。長時間駐車については、これは手宮銀座街なんかは、今、駐禁解除の地元要請ということもやっていますけれども、要するに地元商店街が自分たちでステッカーみたいなものをつくって、これ張るのは怒られますから、ワイパーに差し込んで、長いこと駐車すればわかりますから、そういうものについては注意を喚起するというようなこともされながら、公安委員会の方で駐禁解除になったような例もありますから、やはり地元が理解をして一定の協力をするということが必要だと思いますので、そういうことも含めて今後とも話し合っていていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

新博物館構想について

いよいよ三つ目で、新博物館構想です。

私はずっと前回の代表質問で、予算特別委員会でもいろいろ議論をさせていただきました。この計画については、今、武井議員の代表質問でも、6月に実施計画の予算を組むと。9月までにいわゆるコンクリートして議会に報告をするという段取りでされているようですけれども、これ手宮機関庫が修復に今入っていますね。これが19年までかかります。もう一つ実施予算をいわゆる6月に出来るのは結構なのですが、それである程度コンクリートされるものが出てくるというふうに私は思うのです。そのときに、これは教育長が答弁されていますけれども、市民の意見も広く聞いてよりよいものにしていきたいとおっしゃっています。パブリックコメントも取るということもおっしゃっています。やはり意見を聞きながら進めていく必要があると私は思うのです。やはり実質的には9月にあらあらの案ができて、そこで基本的には市民の意見を聞いてよりよいものにしていくのだというふうに思うのですが、そういう日程でいけば、私は来年の4月のオープンというのは大変乱暴ではないかというふうに思いますが、進め方として、私の意見ですよ、これは。機関庫がまだ工事をやっているのに新博物館をオープンするとい

うのは、ちょっと問題があるのではないかと思うのです。もう一度進め方も、市費を入れて、これ税金でやるわけですから、これはそごのないようにやらなければいけませんから、そういう意味でももう少し慎重におやりになるつもりはないのかということを一先お聞きをいたします。

（教育）八木主幹

委員の御心配はもっともかなと思いますが、市民サービスをやっていく中では、空白をつくるということは非常に問題があるというふうにとらえておまして、よりよいサービスを市民に提供していくためには、来年ゴールデンウィーク明けの 4 月に、1 年先ですけれども、この中で事業を進めていきたいと考えてございます。

また、4 月から新博物館の開設準備室を設けまして、オープン準備にかかっていきたいと考えているところでございますけれども、委員がずっとおっしゃっています市民の意見をいろいろ取り入れていくということの中で、昨年 12 月から、交通記念館設立に関係された方々に対していろいろ説明をいたしまして、御賛同も得ておりますし、また、今月から直接施設を利用する方々の御意見等を伺うということで、意向調査、アンケート調査も行っております。こういったものを集計する中で、4 月から設置されます開設準備室の中で準備を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、来年の 4 月に向けてはできるものと考えてございます。

山口委員

なかなかいつも同じ答えで私はちょっと失望しているのですけれども、ただ、この施設については今回お話ししようと思ったのは、入り口論であの館を、とにかく 3 館統合は私は絶対に間違っているというふうにならずと申し上げてきましたけれども、あなた方はどうもかたくなで、これはどうも変えないなという感触がありますので、私は 3 館統合については、まずよしとしてこれは議論する必要があると今思っております。

ただ、あの館については、館だけではなくて広い敷地を持っております。その敷地の中に基本的には重要な鉄道資源を持っているわけです。そういう意味であの館をオープンするということは、敷地の中の展示物についても今ののような状態のまま展示をして両施設でオープンするということになると、私は大変問題があると思うのです。今のいわゆる新博物館構想については、なかなかそれが触れられていないという部分があります。今、一方で建設部といわゆる市民団体や地先と北運河と手宮線、いわゆる交通博物館の敷地の利用について、小樽の観光の新たな拠点づくりという観点から構想するというのが進められているわけです。当然敷地の利用についても従来どおりでいいのか、今後どうするのかについては議論がされるはずですが、私は、そことその 3 館の建物の中でそのあり方について、言ってみるなら、より相乗効果が上がるようなことをこれは考えていく必要があるわけですから、そういう意味でももう少し時間をいただいて、じっくり議論をして、今度は失敗のないように、より施設の魅力を高めていけるようにやるべきだというふうには今考えております。

それで、一つだけお聞きしたいのは、しづか号があ館の中に入っております。私は毎回申し上げているように、あの館が交通記念館になったときに、鉄道施設として中途半端な形になったので、鉄道ファンが離れたり、そういう方々の協力がなかなか得られないで、要するに入館者が少なかったというふうな評価をしております。

現に鉄道ジャーナルの竹島さんとおっしゃって、JR に対しても大変影響力を持っておられる方が小樽に興味を持っていらっしゃるって、毎年来ていらっしゃる。去年も私はお会いしました。そのことについてもいろいろお話を聞きました。アイデアを持っていらっしゃる。それから、あの館についてというよりも、小樽の鉄道の歴史については、JR 北海道から東日本に行かれて会長をやられて、今は相談役で代表権を持っていらっしゃいますけれども、松田さんにしても、小樽のこの構想については大変興味を持っていらっしゃるって私は聞いております。そういう方々の理解や協力なしに、あの館、敷地も含めて私は成功するということではできないのではないかと思うのです。彼らがやはり本当に小樽はおもしろいことをやるよというふうにならないと、これは民間の協力も得られませんから、そういうことも含めて例えばしづか号を、これあそこから出せば、鉄道施設としてはあの館とは分かりますから、そうすると新博物館と手宮鉄道施設という二つの魅力で集客ができると私は考えているわけです。



そういうことも含めて今後まだ論議する必要があると思いますので、私は論議にも参加させていただきたいと思  
いますし、人も紹介したいと思しますので、もう少し言うなら柔軟な答弁をいただきたいと思いますが、そ  
の辺について教育長の考え方を最後に聞いて終わりにしたいと思します。

教育長

山口委員と個人的にお話したことはないのですが、ただ、同じだなと思うことは、小樽の中でもとりわけ小樽  
の発祥の地である手宮地区、北運河でありますとか今の交通記念館、古代文字、手宮公園、あのあたり一帯を昔同  
様に復活させたい、そういう思いは私きっと同じだと思うのです、私も小さいころはあのあたりでよく遊んだもの  
ですから。

それと、委員は相乗効果ということをおっしゃっていたのですが、三つですから 1 足す 1 足す 1 は 3 なのですが、  
それでは相乗効果ではないのです。1 足す 1 足す 1 が 4 にも 5 にもならなかったら、私はそれは相乗効果にならな  
いと思うのです。

（「10 にしたい」と呼ぶ者あり）

ええ、そういう面で、私どもとしては、今、慎重な上にも慎重、さらには市民や小樽以外からの来客、ゼロマイ  
ルポイントとしての手宮の役割を十分認識しながら、慎重にかつニーズにこたえられるようにやはり意見をいただ  
きながら進めていきたいというのが私の今の思いです。

山口委員

私、6 月でも代表質問に出させていただきますので、また論じますので、今日は終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 40 分

再開 午後 5 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

古沢、北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

古沢委員

いつも思うことですが、修正案というものは原案の審議を尽くした後、なおかつ異があれば提出するという運び  
になるものですから、先ほどの意見調整のときに各会派の皆さんに突然出ていくという形になって、突然提案説明  
をして、さあ、いいか悪いかというふうに討論を求められて、マル・バツを決める。こういう宿命を背負っている  
のが修正案なのです。本来であればきちんとした予算の修正案ですから、あわせて審議・議論していただきたいと  
いうふうにもいつも思いながら、今回もまたこの場に立っています。

それで、お渡しをしております修正案、同時に修正案の中で数字が多少入り組みますので、説明資料として議会  
費の関係の資料をあわせて提出させていただいております。一番最後についております。それで提案趣旨の説明を  
行います。

今年の予算修正案の基本は、原案が、市長がおっしゃられたように 3 年赤字予算というわけにはいかない、収支  
均衡を図ったと。ここはやはり修正案としても守りたいというふうを考えました。あれもやれ、これもやれという  
ふうになって赤字修正案を組むことは簡単ですが、ここ一番踏みとどまって、大変な予算なのだけれども、どうし

てもここだけはぜひ市民と一緒に、市民とともに市民の暮らしを守って予算を執行していくという形で、行政も、そして議会も一緒になって頑張っていくという修正案という形で、極めてスリムに限定をいたしました。

ですから、修正案提案の中身は 3 本であります。三つの点であります。私流に名づければ、「市民とともに暮らしを守る三位一体改革修正案」というふうに名づけようと思っているのですが、まず修正の第 1 の柱です。

介護保険料が引上げになります。市独自の低所得者保険料負担助成事業を提案しています。これは、お示ししております修正案の 3 ページです。歳出において増額すべきもの、民生費の款項目の 3、老人福祉費 7,111 万 7,000 円、これがそうであります。今回の制度改革に加えて、御承知のように各種の控除等の廃止、これらが合わさって保険料については激変緩和措置があるとはいえ、並びに市の独自の軽減策が加わっていくとはいっても、大きく引き上げることになります。

しかし、市長が提出された予算案には、この引き上がる保険料について、特に低所得者に対する負担軽減策、負担助成事業がありません。この引上げによって、保険料に関して言えば特段の措置が講じられていない結果、現行の保険料から見れば、ホップ・ステップ・ジャンプではありませんが、2 段階、3 段階というふうにアップするという対象者が出てきます。文字どおり死活問題になりかねないと。この話をしましたら、2 段階、3 段階アップだと言ったら、平から課長だとか部長だったら喜べるけどなというふうにおっしゃっていたお年寄りの方がいらっしやいました。どうしたらいいのかというふうに顔をしかめていたわけですがけれども、その人の声が耳について離れません。

小樽市の保険料は、現行基準額に仮に据え置いたとしても、他の 10 万都市で引き上げていこうとする保険料、引上げ後の保険料と比べても現行のままでも高い、そういう保険料になっていることは御存じだと思います。修正案は、新所得段階の第 4 段階、つまり市民税本人非課税の低所得者までの保険料について、全部据え置こうとは言いませんが、ここまではせめて据え置いていこうと。そのために市独自の助成事業を、介護保険事業特別会計の枠ではなくて一般会計の枠内で独自の軽減事業を創設しようと、これを提案しているのが第 1 の柱であります。7,100 万円です。

第 2 の柱は、障害者の自立支援制度への移行に伴う問題です。

低所得者への利用料負担助成事業、これも提案させていただきました。私自身代表質問でも取り上げましたが、この自立支援法は一度は廃案になった法律であります。郵政解散総選挙の後、どさくさに紛れるように十分な審議もないまま、自民・公明両党が強引に可決成立をさせてしまった。最大の問題点は、応益負担の導入、原則 1 割負担の導入であります。この結果どういう状況が今生まれてきているか。1 割の利用料はとも払えない。支援費制度の下でこれまで受けていたサービスを引き続いて受けることができるのだろうか、こういう不安が今大きく広がっています。そもそも応益負担、障害者が人間として生活するための支援を益とみなすことには到底同意できません。サービス量に応じて負担が重くなるというのであれば、つまり障害が重い人ほど負担が重くなると。これが応益負担であります。

例えば通所の障害者の授産施設などが多い旭川市においては、これまでこうした通所授産施設に通っておられた、利用されていた障害者の方、安い工賃だとはいっても働いた成果として、割賦づきでありますけれども、給料が当たりました。しかし、4 月以降は、この応益負担導入によってその安い給料を上回る利用料を払わなければいけない、そういう人が出てくるのです。ですから、旭川市にある授産施設の中では、そこはたまたま 80 人通っておられるところでしたけれども、今調べてみたら、そういうふうになるのだったら 15 人の方が通所することができない、断念せざるを得ないという事態が生まれてきているそうです。

質問で、市長は、一般財源からの持ち出しが 2 億円も減少するというふうにお答えになりました。提案したのは同じく 3 ページ、3 の民生費、款項目で言えば 2、障害者福祉費です。障害者低所得者利用料負担助成事業 2,000 万円です。アバウトではありますが、これはもういたし方ないのです。今の市の作業状況から言えば、もっと厳密に

精査をして提案したいのはやまやまなのですが、実はそういう状況にありません。収入の認定作業やあれやこれや、確たるものがまだ示せないという状況です。所管の方々からお話を聞いてどうだろうと。帯広市で実施しようとしている軽減事業を小樽市でやるとしたら、大枠概算でいいけれども 2,000 万円程度事業費として積んでおけばできるだろうか。そのぐらいあればできそうですねという話はしていました。つまり 2 億円の 1 割です。この 2 億円持ち出しが減った分の、市長の答弁からいいますと、その 1 割をこの独自軽減策に振り向けたい。これが第 2 の柱です。

大変、私は質問の中でも触れましたけれども、市長が代表質問の段階では現時点では難しいのだというふうに、再質問、再々質問した上でもそのようにお答えになっていましたけれども、本委員会において市長はぜひ取り組んでいきたいと。独自軽減策も含めてだろうかとお尋ねしたら、言われている独自軽減策なども含めて取組を進めていきたいというふうにお答えになっています。1 歩進んで答弁がされておりましたので、ぜひ実現させたいというのが第 2 の柱です。

さて、第 3 の柱です。説明資料を手元に引き寄せてお聞きください。議会費の縮減についてであります。

12 月の議会に引き続いて今度の議会では同じく 2 本、定数削減条例案が提出されています。我が党は、議会の規模を縮小する、議員の数を減らすということについては、地方自治・住民自治を守る上からも、何よりも憲法が要請している地方自治、これを担保する議会の規模を守る上からも、これには賛成できないという立場をその都度明らかにしてきました。

第 4 回定例会では、特に提案されているグループの側からその理由として、議会費は小樽の場合、類似市と比べて高いのだと、市民の負担を軽減させなければいけないというふうに強調しておりましたけれども、議論の経緯の中で、実は議会費は他市に比べて小樽市は低いということが明らかになりました。つまり議会費が高いから負担軽減を図るという提案の根拠がなくなってしまったわけです。財政問題に対して言えば事実上の答弁拒否、答弁不能という状況になりました。今回は陳情も出されているようですが、まち場で市民の声を聞きますと、確かに議員は減らした方がいいという声も聞こえてきます。しかし、その奥にあるのはどういうことか。議会が役に立たないのであれば、議会を構成している議員は少なくともいいのではないかというふうに思っておられる。裏返して言えば、選ばれた議員 32 人がしっかりとした議員活動をやってほしいのだというふうに願っている。これが市民の本意だというふうに私たちは考えます。

ですから、この間私の知る限りでも議員になる前の年の平成 10 年、そして議員になって以降の平成 14 年、議員や議会の問題について議論になりました。一つの当議会の到達点はやはり議会の活性化であったし、議員の資質向上、このために頑張ろうではないかというのが当議会の到達点だったと私は思います。このことが今本当は問われなければいけないのではないかと。そこに市民の声が、議員を減らしてほしいという、仮にそういう声に表れているのではないかとというふうに考えます。

お手元の資料を見てください。この表で言えば、一番左側が今期議会を構成した平成 15 年。その後、各会派の皆さんと協議をしながら改善・削減などを進めてきたものは、右側にずっと表で作成しました。15 年度当初で言えば議員にかかわる報酬や旅費、費用弁償、政務調査費など、年間議会費の中で言えば 2 億 6,900 万円。これが 15 年、16 年度で発生した不用額等は、ここの 15 年、16 年と次の欄で示しています。検討会議に基づいて検討して、検討・協議の結果、昨年 10 月から議員報酬が 5 パーセント削減されたと。視察旅費については隔年実施だ、費用弁償は 2 分の 1、政務調査費は 10 パーセントの削減。こうすることで、それが財政効果をどういうふうに生み出したかというのが、その横の 17 年度（C）であります。そして、18 年度が（D）ですが、こういふふうに進んできています。

今回の修正案は、これに加えて、特にこの間、市民は、ありとあらゆると言ってもいいと思いますが、負担増が求められました。職員の給与については 3 パーセント、5 パーセント、そして新年度からは 7 パーセントの削減で

あります。つまり市民と職員への犠牲転嫁というふうにも過言でない状況が続きました。それは財政問題であります。この財政問題にかかわって当議会が振り返ってみれば、果たした役割は一体何だったのかということに思いを寄せれば、職員や市民の皆さんと同じ痛みを背負って議会の活性化を図ると同時に、市の財政の健全化に向かって頑張るべきだというのが、今度第 3 の柱で提案した議会費、特に議員報酬とその下の期末手当におけるいわゆる役職加算分 100 分の 20、これの廃止であります。これによって 1,658 万円の財政効果額を生み出すことができます。

これを左側と比較検討しますと、議会を構成した当初の 2 億 6,900 万円との比較で言えば、18 年度 1 年間で言うと、ここでは 3,855 万円の効果が上がるというふうには、18 年度の（ E ）の欄の一番下になっていますが、これは御承知のように視察関係で会派・委員会・議運の視察が隔年というふうになりました。18 年度は委員会と議運視察です。17 年度は既に会派視察は実施せず終わっておりますから、これとの差引き 2 分の 1 修正を加えますと、修正案の効果額を加えた 1 年間の 15 年度比で言うと、効果額は年間 3,900 万円です。

これは言うまでもなく議員定数削減を提案されているグループの皆さんとの関係で言えば、我が党は議会の縮小に反対でありますから、我が党なりの今日時点での到達点、市民とともに市財政の建て直し、そして市民と職員とともに痛みを背負って、議会としてその役割を發揮したいという到達点であります。つまり二つの修正案に対する日本共産党市議団の提案であります。この三つの点を中心にして予算修正案を組みました。

これまで主張していたように、歳出歳入においては石狩湾新港負担金や土地開発公社の土地処分、各種出資金の売払いなど不要不急と思われる事業の中止、これらによる歳入の増額、歳出の減額などを加えています。この結果、予算規模においては、これも修正案を、開いた最初のページを見てください。原案 613 億 3,000 万円に対して約 10 億円圧縮、603 億 8,000 万円の予算編成となります。中身で見ていただければわかりますが、借入金でこの結果、約 4 億 9,000 万円強を圧縮することもできました。こういう修正案であります。

最後になりますが、会派の皆さんでは、3 本の柱のうち例えば介護保険、これだったらいいなど。障害者自立支援、いろいろあるけれどもこれはぜひやりたいなど。第 3 の柱、議会費の削減。議員定数削減で調整不調に終わって成立しないのであれば、パフォーマンスだと言われる。同じ効果を上げるのならこの点で一致できないかなという、例えばそういうふうにも思う方もいらっしゃるかもしれませんが。修正案ですから、この可否は今日問うことになるのですが、この三つの柱のうちどの一つにおいても、我が党は他の会派の皆さんと共同する用意があることをつけ加えて、提案趣旨説明といたします。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して討論します。

付託案件に対する態度ですが、我が党提案の議案第 1 号に対するただいま提案の修正案は賛成、原案反対。議案第 2 号ないし第 10 号、第 13 号ないし第 16 号、第 29 号、第 31 号、第 39 号及び第 40 号に反対の討論を行います。

平成 18 年度一般会計予算は、3 年連続の赤字予算を回避し、収支とんとんにしたと、そういう努力をしたというのが市長の説明です。しかし、その中身は、平成 16 年度から 18 年度にかけて市民と職員に 40 億円の負担をかぶせる計画でしたが、18 年度当初予算で見れば、この計画を 14 億円も上回って 54 億円の負担をかぶせることとなります。この上に立っての新年度予算編成です。

普通建設事業費に代表されるように市民要求は極端に抑えられ、わずか 12 億円です。山田市長が就任した平成 11 年度は決算で見ますと 73 億 3,000 万円で、一般会計に占める構成比率は 9.6 パーセントでした。これが 18 年度はわずか 2 パーセントにすぎません。御承知のように、普通建設事業というのは道路、橋、学校、公営住宅、公園

などの公共及び公用施設の新増設に要する経費です。いずれも市民の要望が強く、地元経済立て直しにも効果がある事業ばかりです。

また、本委員会には、介護保険料の 3 年に 1 回の見直しによる 9.14 パーセントもの値上げ、介護サービスの切捨てを中心に、市民生活へ新たな負担と困難をもたらす予算が提案されています。

これらのほか議案第 1 号は、財政健全化計画で立てられた財源をいかに生み出すかということに向けて、20 億円の効果額が含まれる予算となっています。これらは実施計画の収支試算の中に書かれています。

本定例会を前に、市長から財政再建推進プラン実施計画が示されました。平成 12 年の健全化計画で 40 億円の負担を市民と職員にかぶせれば、赤字はなくなりますが、しかし赤字再建団体転落は免れると、こういう説明でしたが、計画を 14 億円も上回っているのに、市財政は一層悪化している。このまま推移すれば、平成 19 年度から 21 年度にかけて新たに 108 億円の財源を用意しなければなりません。そうしなければ赤字再建団体転落という危機的な状況であるとも示されています。

この危機を回避のために、実施計画では人件費の削減と事業見直しで 101 億円と、改善目標の 93 パーセントを占める計画です。こうなった原因は政府の三位一体改革に名をかりた地方財政削減にあることは明らかであります。これは小樽市の財政のこの間の推移に照らしても明らかであります。平成 17 年度の決算見込みでは、現時点で 19 億 4,700 万円の赤字です。このままではこの 5 月の出納閉鎖期を前に、またまた繰上充用で新年度の予算を先食いしなければなりません。このことは平成 15 年度に比べ、16 年度に地方交付税や補助負担金が大幅に削減され、19 億円の赤字予算の編成を余儀なくされた、その後遺症からいまだに抜け出せていないことを示しています。推進プランの実施計画で、さらなる負担を市民や職員にかぶせても、平成 19 年度から政府がこれまで国会の答弁で述べてきたように大幅な地方財政削減を行えば、この推進プラン実施計画は健全化計画に続いてまたまた破たんしてしまいます。それどころか市財政立て直しの見通しが立たなくなる危機的な状況に追い込まれてしまいます。

こういうことをとって今必要なのは、議会の全会派が力を合わせて地方財政削減を食い止める、この 1 点で運動を進めることではないでしょうか。こういう財政の現状、見通しに立って、我が党は限られた市長提案の予算の範囲ではありますけれども、先ほども述べられました修正案を提案させていただいたわけです。

私たちは市民の皆さんとお話すると、我が党の議員定数削減に対する見解は理解していただいているというのが私たちの確信です。しかし、話はわかったけれども、共産党は反対しても、しかし少数だから、議会で我々に対する負担は出てくるでしょうということなのです。だから、そういうときに共産党としてどうするのかということも、また問われているというふうに自覚をしています。

こういう立場から議会費のさらなる削減が必要と考え、議会も血を流せとか、あるいは痛みを分かち合ってほしいという市民のそういう感情に配慮して、今度の修正案の提案とした次第です。市職員の 7 パーセントの給与削減が 18 年度から行われるわけですから、それと同じ削減を議会としてもやろうではないかということを修正案の一つの柱として提案した次第です。

詳しくは本会議の討論で行いますが、我が党提案の修正案にぜひ賛同していただきますように改めてお願いし、討論いたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 10 号、第 13 号ないし第 16 号、第 29 号、第 31 号、第 39 号及び第 40 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

賛成多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも北野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。